

令和5年12月22日

令和5年第4回岬町議会定例会

第3日会議録

令和5年第4回（12月）岬町議会定例会第3日会議録

○令和5年12月22日（金）午前10時45分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 大里 武智	2番 松尾 匡	3番 早川 良
4番 中原 晶	5番 坂原 正勝	6番 奥野 学
7番 道工 晴久	8番 谷地 泰平	9番 谷崎 整史
10番 出口 実	11番 瀧見 明彦	12番 竹原 伸晃

欠席議員 0名、欠 員 0名、傍 聴 3名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	まちづくり戦略室 企画政策推進監	寺田 武司
副 町 長 中口 守可	まちづくり戦略室理事 (企画地方創生担当)	新堀 満
副 町 長 上田 隆	まちづくり戦略室 危機管理監 兼危機管理担当課長	寺田 晃久
教 育 長 古橋 重和	総務部理事 兼財政改革部理事	栞山 信幸
まちづくり戦略室長 兼町長公室長	川端 慎也	しあわせ創造部 総括理事
総務部長 会計管理者	西 啓介	しあわせ創造部理事
財政改革部長	相馬 進祐	都市整備部理事
しあわせ創造部長	松井 清幸	教育委員会事務局理事 兼生涯学習課長 兼青少年センター所長
都市整備部長	奥 和平	
教 育 次 長 小川 正純		
まちづくり戦略室理事 兼町長公室担当 (人事担当) 課長	廣田 尚司	

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 増 田 明                      議会事務局係長 池 田 雄 哉

○会 期

令和5年12月1日から12月22日（22日）

○会議録署名議員

7番 道 工 晴 久                      8番 谷 地 泰 平

---

議事日程

日程第 1	三常任委員長報告
日程第 2 議案第63号	令和5年度岬町一般会計補正予算（第8次）について
日程第 3 議案第64号	令和5年度岬町国民健康保険特別会計会計補正予算 （第2次）について
日程第 4 議案第65号	令和5年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算 （第2次）について
日程第 5 議案第66号	令和5年度岬町下水道事業特別会計補正予算 （第2次）について
日程第 6 議案第67号	令和5年岬町介護保険特別会計会計補正（第3次）に ついて
日程第 7 議案第68号	工事請負契約の変更について（町営多奈川小田平住宅 長寿命化改修工事（1期工事））
日程第 8 議案第69号	工事請負契約の変更について（岬中学校体育館空調機 設置工事）
日程第 9 議案第70号	岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の 一部改正について
日程第10 議案第71号	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第11 議案第72号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

- 日程第12 議案第73号 岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する  
条例の一部改正について
- 日程第13 議案第74号 特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正に  
ついて
- 日程第14 議案第75号 岬町手数料条例の一部改正について
- 日程第15 議案第76号 岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の  
一部改正について
- 日程第16 議員提出議案第5号 岬町議会ハラスメント防止条例の制定について
- 日程第17 議員提出議案第6号 パレスチナ自治区ガザ地区における和平の早期実現を  
求める決議
- 日程第18 議員提出議案第7号 岬町の活性化に向けた地域鉄道の維持・充実を求める  
要望決議

(午前10時45分 開会)

○竹原伸晃議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和5年第4回岬町議会定例会、3日目を開会します。

ただいまの時刻は午前10時45分です。

本日の出席議員は12名です。出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

---

○竹原伸晃議長 日程第1、三常任委員長報告を議題とします。

12月5日の本会議において事業、厚生、総務文教の各常任委員会に付託しました議案について、各常任委員会で、慎重に内容の審査をしていただいた結果を、三常任委員長から報告を求めます。

初めに、事業委員長の報告を求めます。

事業委員長、道工晴久君。

○道工晴久事業委員長 議長の許可を得ましたので、事業委員会委員長報告をさせていただきます。

12月5日の本会議におきまして、本委員会に付託されました1件の案件については、12月7日に委員会を開催いたしまして慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について会議規則第41条第1項の規定によりご報告をいたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容につきましては、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願い申し上げます。

議案第55号、令和5年度岬町一般会計補正予算（第7次）についてのうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり質疑応答があり、討論はなく満場一致で可決されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託されました1議案についての私の委員長報告を終わります。ありがとうございました。

○竹原伸晃議長 事業委員長の報告が終わりました。

ただいまの事業委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、厚生委員長の報告を求めます。

厚生委員長、坂原 正勝君。

○坂原正勝厚生委員長 厚生委員会委員長報告をいたします。

12月5日の本会議におきまして、本委員会に付託されました5件の案件については、12月8日に委員会を開催し慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告をいたします。

なお、質疑応答などの詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくご参照願います。

議案第55号、令和5年度岬町一般会計補正予算（第7次）についてのうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり質疑応答があり、反対賛成討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第56号、令和5年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）については、委員会記録のとおり質疑・討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第57号、令和5年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）については、委員会記録のとおり質疑・討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第58号、令和5年度岬町介護保険特別会計補正予算（第2次）については、委員会記録のとおり質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第61号、岬町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部改正については、委員会記録のとおり質疑応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された5議案について、私の委員長報告を終わります。

○竹原伸晃議長 厚生委員長の報告が終わりました。

ただいまの厚生委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、総務文教委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、早川 良君。

○早川 良総務文教委員長 議長の許可を得ましたので、総務文教委員会委員長報告をします。

12月5日の本会議において、本委員会に付託されました4件の案件については、12月12日、委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

議案第55号、令和5年度岬町一般会計補正予算（第7次）についてのうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり質疑応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第59号、令和5年度岬町多奈川財産区特別会計予算（第2次）についてのうち、本委員会に託された案件については、委員会記録のとおり質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第60号、岬町立アップル館の指定管理者の指定については、委員会記録のとおり質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第62号、岬町教育委員会の委員の数を定める条例の一部改正については、委員会記録のとおり質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された4議案について、私の委員長報告を終わります。

○竹原伸晃議長 総務文教委員長の報告が終わりました。

ただいまの総務文教委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、三常任委員長の報告が終わりました。

ただいまから、議案第55号、令和5年度岬町一般会計補正予算（第7次）について、討論を行います。

討論ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 議案第55号、令和5年度岬町一般会計補正予算（第7次）について、賛成しかねる立場から討論に加わりたいと思います。

厚生委員会の審査の折に、住民基本台帳ネットワーク事業費と戸籍電算化事業費に関わってお尋ねをいたしまして、「戸籍のふりがなを本人からの届出がなければ、職権で決めることができる」ということが確認をされました。氏名というのは個人の人格を象徴するものであり、命名権の侵害にもなりかねないものとする立場から、その予算が盛り込まれている本議案については、賛同しかねる立場であります。

もう一つ、総務文教委員会で消防団の退職報償金についても質問をさせていただきました。

委員会では算定根拠等についてお聞きをいたしましたが、その場では調査が必要で明らかにならない事柄がございました。その後、担当課から根拠法等を詳しくご教示をいただきまして、改めて見直しを検討されるともお聞きをしたところであります。消防団員の皆さんの労苦に報いる実態を反映したものとなるよう要望もしておきたいと思います。

以上が、私の立場です。

○竹原伸晃議長 他に討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹原伸晃議長 これで討論を終わります。

これより、議案第55号を起立により採決します。

本件について、各委員長の報告は原案可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○竹原伸晃議長 起立多数であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第56号、令和5年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）について討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第56号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛



成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第57号、令和5年度岬町後期高齢者医療特別会計会計補正予算（第1次）について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第57号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第58号、令和5年度岬町介護保険特別会計補正予算（第2次）について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第58号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第59号、令和5年度岬町多奈川財産区特別会計会計補正予算（第2次）について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第59号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第60号、岬町立アップル館の指定管理者の指定について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第60号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第61号、岬町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部改正について、討論を行います。

討論ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 賛成しかねる立場から、討論に参加をいたします。

議案第61号、岬町印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部改正についてですが、厚生委員会で審査に関わらせていただいた折に、住民票等のコンビニ交付について色々お聞かせをいただきました。それでその場では、個人情報の保護に対して担保がないということと、それから膨大な費用が必要となるということを確認いたしました。委員会の後に、担当課から私が行った質問

に対して書面でご回答いただきまして、調査をいただいて回答いただいたことに感謝を申し上げたいと思います。

費用について、委員会の中では導入に関わって約3,000万円、それから保守委託料に関わっては毎年、約350万円が必要になるということでありました。一定期間は国からの2分の1補助という財源措置がありますけれども、補助期間がなくなった後は、岬町単独で保守管理を行っていかねばならないということで、高額な費用が必要だということについてもよく分かりました。

質問の中で、「利用時間が24時間でない理由は何か」ということをお聞きしまして、後ほど書面で、「システムの再起動やバックアップ作業のために23時から翌朝6時30分までは停止が必要だ」というご説明、ご回答をいただきました。

私は委員会の中で、「デジタル化そのものについて否定するものではないけれど、どこが便利なのか」ということを申し上げたところです。機械という性質上、停止しなければならない時間帯が発生することは理解いたしますが、「便利だ、便利だ」と政府が言う割にちっとも便利じゃないなとも感じているところです。

それからもう一点、コンビニや多奈川の郵便局に設置をさせてもらう機械、コンビニは既に設置をされている機械を利用するわけですが、その折に「コンビニの店員に操作のサポートが受けられるのか」ということについても委員会で問い、書面でご回答いただきましたが、「一般的な操作のサポート以外は受けられない」という回答でありました。当然のことです。個人情報扱っている本人のサポートを店員ができるわけがないと思いましたが、そういうことであるならば余計に「いかほどの利用が図られるのか」ということについても疑問を持つところであり、といったような疑念を持つ者として、今回の議案については、賛同しかねる立場でございます。

○竹原伸晃議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで討論を終わります。

これより議案第61号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○竹原伸晃議長 起立多数であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第62号、岬町教育委員の委員の数を定める条例の一部改正について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第62号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

以上で、三常任委員会に付託されました案件は全て議決されました。

各委員長さん、委員の皆さん、ご苦労さまでございました。

---

○竹原伸晃議長 日程第2、議案第63号、令和5年度岬町一般会計補正予算（第8次）についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第2、議案第63号、「令和5年度岬町一般会計補正予算（第8次）について」をご説明いたします。

本補正予算につきましては、令和5年度人事院勧告に基づく給与法の改正に準じた条例改正による賞与及び月例給の増額などの人件費、ふるさと納税額の増加見込みに伴う関連経費、国の令和5年度補正予算（第1号）に計上された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した町の支援策に加え、本町の令和5年度一般会計補正予算（第2次）において、既に予算計上しております電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の執行状況を踏まえ、交付額を有効活用するために必要な支援策に係る経費を計上しております。

なお、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、先月、国において策定されました「デフレ完全脱却のための総合経済対策」により、エネルギーや食料品価格等の物価高騰

の影響を受けた住民や事業者の皆様に対して、生活・暮らしへの支援や事業の継続を支援するため、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援を実施できるよう、従来の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方創生臨時交付金から名称が変更されたものでございます。

本補正予算におきましては、物価高騰の影響によって負担感がより大きい低所得世帯への支援、物価高騰を受けた子育て世帯への支援に加えまして、エネルギー価格の影響が様々な業種に広がり及んでいることを踏まえた事業者への支援策を実施するものでございます。

また、今回の議案につきましては、先に上程いたしました一般会計補正予算（第7次）編成後に生じた事由によるもので、いずれも早急に対応が必要なことから、追加議案として上程させていただきましたことをご理解賜りますようお願い申し上げます。

議案書のほか、予算書とともに配付させていただいております「補足説明資料」と併せてご参照いたします。

それでは予算書の1ページをご参照いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,670万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億6,885万9,000円とするものでございます。

2ページの「第一表歳入歳出予算補正」をご覧ください。

まず、歳入予算の概要につきまして、ご説明いたします。

なお詳細につきましては、8ページ、9ページに記載しておりますので、併せてご参照いたします。

国庫支出金といたしまして2億2,677万2,000円を計上いたしております。

内容といたしましては、いずれも国の補正予算に伴う物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、低所得世帯支援1億8,820万7,000円を、福祉関係事業者支援362万8,000円を、家庭保育支援667万9,000円を、就学援助・支援教育668万9,000円を、事業者支援2,156万9,000円をそれぞれ計上いたしております。

寄附金といたしまして、ふるさと納税の増加見込みに伴い、岬ゆめ・みらい寄附金5,000万円を計上いたしております。

繰入金といたしまして4,992万8,000円を計上いたしております。

内容といたしましては、本補正予算編成に必要な財源といたしまして、財政調整基金繰入金2,715万1,000円を、ふるさと納税をしていただいた方々への謝礼品等の必要な経費に充当するための岬ゆめ・みらい基金繰入金2,277万7,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

3ページ、4ページをご参照願います。

なお詳細につきましては、10ページ以降に記載しておりますの併せてご参照願います。

議会費といたしまして、人事院勧告に基づく人件費の調整に伴い70万円を計上いたしております。

総務費といたしまして2,941万4,000円を計上いたしております。

内容といたしましては、人事院勧告に基づく人件費の調整等のほか、ふるさと納税を頂いた方への謝礼品として岬ゆめ・みらい寄附謝礼1,500万円、謝礼品の発注業務に必要な事務費としてふるさと納税返礼品発注等業務委託料659万8,000円をそれぞれ計上いたしております。

民生費といたしまして2億779万2,000円を計上いたしております。

内容といたしましては、人事院勧告に基づく人件費の調整のほか、高齢介護・障害・児童の各分野にわたり町の福祉サービスを担う福祉関係事業者に対しまして、1事業者当たり15万円を支給する物価高騰対応重点支援事業費（福祉関係事業者支援）として362万8,000円を、物価高騰の影響に対する負担感がより大きい住民税非課税世帯に対して1世帯当たり7万円を給付する物価高騰対応重点支援事業費（低所得世帯支援）として1億8,820万7,000円を、家庭保育の負担軽減を図るため、保育所等に在籍せず自宅で養育している家庭に対して子ども1人当たり5万円を給付する物価高騰対応重点支援事業費（家庭保育支援）として667万9,000円を、第2次補正予算において既に予算計上いたしております電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業費の執行状況を踏まえ、健康ふれあいセンター指定管理者に対する電気料金高騰対策支援金281万4,000円をそれぞれ計上いたしております。

衛生費につきましては178万7,000円を計上いたしております。

内容といたしましては、人事院勧告に基づく人件費の調整等のほか、既に予算計上いたしております電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業費の執行状況を踏まえ、淡輪火葬場指定管理者に対する電気料金高騰対策支援金10万2,000円を計上いたしております。

農林水産業費といたしまして、人事院勧告に基づく人件費の調整に伴い31万2,000円を計上いたしております。

商工費につきましては、人事院勧告に基づく人件費の調整のほか、エネルギー価格高騰の影響が様々な業種に広く及んでいる現状を鑑み、広く町内の事業者に対して、前回、予算計上いたしました第2次補正予算に続いて再度、1事業者当たり5万円を支給する物価高騰対応重点支援事

業費、事業者支援として2,327万円を、既に予算計上いたしております電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業費の執行状況を踏まえ、町の観光資源である海水浴場のアフターコロナに向けた取組を支援するため、淡輪海水浴場管理組合への事業継続支援金200万円をそれぞれ計上いたしております。

土木費につきましては172万2,000円を計上計上いたしております。

内容といたしましては、人事院勧告に基づく人件費の調整等のほか、特別会計で支援する人件費について、下水道事業特別会計繰出金12万9,000円を計上することで、特別会計との調整をいたしております。

消防費といたしまして、人事院勧告に基づく人件費の調整に伴い2万4,000円を計上いたしております。

教育費につきましては、人事院勧告に基づく人件費の調整のほか、物価高騰の負担軽減を図るため、就学援助や支援教育対象の児童生徒に対して1人当たり5万円を給付する物価高騰対応重点支援事業費（就学援助・支援教育）として668万9,000円をそれぞれ計上いたしております。

災害復旧費といたしまして、人事院勧告に基づく人件費の調整に伴い3万5,000円を計上いたしております。

諸支出金につきましては、ふるさと納税で頂いた岬ゆめ・みらい寄附金5,000万円を岬ゆめ・みらい基金へ積み立てるものでございます。

以上が、補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

申し訳ございません、お手元の「補足説明資料」の訂正をさせていただきたいと思っております。

ページ番号3ページの一番下の欄でございます。

岬ゆめ・みらい基金繰入金のところでございますが、予算額を現在2万2,777円となつてございますが、正しくは2,277万7,000円に訂正したく存じます。申し訳ございません。よろしく願いいたします。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

早川議員。

○早川 良議員 歳出予算、予算書18ページの子ども・子育て支援事業費すくすく家庭保育応援

事業補助金について質問したいと思います。

今まで、また国や自治体において、こういった補助金、ひとり親世帯に対して過去、数回ほどしていただいていたのですけれども、今回、岬町において、家庭保育している世帯に対して支援するというので、非常に良い政策かと思っております。

今回ここにスポットを当てたといいますか、ここに支援しようとした経過といいますか思いなどがあれば、答弁していただきたいと思います。

○竹原伸晃議長　しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長　早川議員のご質問にお答えをさせていただきます。

これまで幼児教育・保育の無償化及び給食費無償化の実施により、保育所等の施設を利用されている家庭への支援がなされてまいりましたが、エネルギー・食料品価格等の物価高騰で厳しい状況にある中、特に保育所等の施設を利用されずに子育てする家庭への支援をすることで、乳幼児期における家庭保育を応援することを目的に実施するものでございます。よろしく願いいたします。

○竹原伸晃議長　早川議員。

○早川　良議員　ありがとうございます。今後も子育てする環境というのは様々ですので、今後多面といいますか、いろいろな角度で検討してしていただきまして、支援する政策等を考えていただければと思います。

○竹原伸晃議長　坂原議員。

○坂原正勝議員　物価高騰重点支援給付金事業のところで、低所得世帯に対して1世帯当たり7万円給付という事業がございます。

この事業の手續など、その支給方法と対象者に実際に手元に給付金が届く時期はいつ頃になるのかお聞きしたいと思います。

○竹原伸晃議長　しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長　坂原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

物価高騰重点支援給付金7万円の給付金につきましては、極力、早い段階で給付をしていきたいと考えておりまして、方法につきましては、プッシュ型で行いたいと思っております。

支給時期につきましては、この補正予算が可決されましたら、直ちにシステム改修を行った上で、年明けにはプッシュ型の通知をさせていただくことができると思っております。

支給の時期については、この1月末を目途に努力してまいりたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。



○竹原伸晃議長 坂原議員。

○坂原正勝議員 それからですね、ほかにも幾つか今回の予算で上がっておりますが、すくすく家庭保育応援事業、それから、指定管理者、指定管理の事業者に対する支援が今回、入っていますが、これについても、その周知方法、それからその届く時期ですね、その辺が分かればお聞きしたいと思います。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 坂原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今回、家庭保育への支援ということですくすく家庭保育応援事業補助金につきましては、この本補正予算が可決されましたら、まず制度設計を行い、実施要綱を制定した上で実施していくこととなります。

今回、対象者がおおむね把握できるということで、直接、対象者の方に趣旨説明の案内をさせていただいた上で手続を行っていきこうと思っておりますが、基本的には、児童手当の振込先ということでプッシュ型で行っていきたいと思っております。

ただ、家庭保育されているということで、おおむね来年3月末まで施設利用がないというのを確認させていただく必要もございますので、給付させてもらう時期につきましては、少し考える必要があると思っておりますが、今のところは2月の中旬頃を目途に考えております。

また、指定管理者への給付につきましては、今回、電気料金高圧にかかる燃料費調整額相当分ということで予算計上させていただいておりますが、この電気料金の実績額に基づいて額の確定をさせていただいた上で、給付をさせていただこうと考えております。

○竹原伸晃議長 坂原議員。

○坂原正勝議員 この事業の中で事業者ですね、指定管理事業者、それから福祉事務所等に関する支援金も含まれていますが、そちらへの周知方法はどうするのか、その辺の手続方法をお聞かせください。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 失礼いたしました、答弁が漏れておりまして大変申し訳ございません。

福祉関係事業者への支援につきましては、該当する事業者が町内の福祉関係事業者に対して支給を行うものでございますので、直接、事業者へご案内をさせていただいた上で至急、手続を行っていきたいと考えております。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

谷地議員。

○谷地泰平議員 私のほうからも何点か質問をさせていただきます。

まず1点目が、先ほど、早川議員のほうからも質問のあった歳出予算の予算書18、19ページのすくすく家庭保育応援事業費補助金650万円です。

こちらなんですけれども今回、岬町では、この物価高騰の補助金を活用して臨時的に実施されるというところで、その辺は非常にいい取組だなと考えているのですけれども、全国ではこれも通年、家庭在宅保育支援、在宅育児支援として補助金を出している自治体というところが幾つかあるんですけれども、そこでは結構、対象者というところを生後何か月以上とかというところである程度、対象を絞っている場合があるのですが、今回、岬町では、この130人という対象者というところはこういった条件になっていますか。

それと、この130人の各年齢、多分、0歳とか1歳、2歳、恐らく3歳ぐらいまでかと思うのですけれども、その辺の人数の内訳を教えてください。

それともう一点が、予算書の28ページ、29ページの要保護・準要保護児童生活支援給付金です。

こちらにも実際に学校に通われているお子さんで家庭の事情により就学援助をもらっている家庭というのを対象にされているところでこれも非常にいい取組だと思うのですけれども、先日12月21日に文科省のほうから最新のこの就学援助をもらっている児童の数のデータが出ていて、年々結構、改善傾向にあるというふうになっているのですが、岬町では今、この就学援助をもらっている方というところは、実際、割合的にはどれくらいいっちゃって、傾向的には全国の傾向同様に改善傾向という状況になっているのかというところを教えてください。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 谷地議員の1点目のご質問にお答えさせていただきます。

今回のすくすく家庭保育応援事業補助金の予算見込みで130人を見込んでその内訳でございます。

まずゼロ歳児、令和4年4月2日以降、令和5年4月1日生まれのゼロ歳児と合わせて、令和5年4月2日以降、この令和5年12月1日現在までのゼロ歳児でいいますと、対象者が68人、1歳児で33人、2歳児で18人、3歳児で2人、あと転入・出生等の見込みも含めて130人として見込んでおります。

○竹原伸晃議長 教育次長、小川正純君。

○小川教育次長 要保護・準要保護の生活保護支給の関係ですが、対象者につきましては令和5年12月1日時点における認定者ということになります。

今のところにつきましては、認定者につきましては113人、内訳につきましては要保護3名、うち小学生2名、中学生1名、準要保護につきましては110名、小学生76名、中学生34名となっております。

全体の割合につきましては、また後ほど、ご報告させていただきたいと思います。

○竹原伸晃議長 谷地議員。

○谷地泰平議員 答弁ありがとうございます。要保護・準要保護、こちらについては後ほどデータのほうをいただけるということなので、了解しました。

先ほどのすくすく家庭保育のところなんですけれども、これは先ほどの答弁によると、対象者は「生後何か月以降」ではなく、認識的には「4月2日以降に生まれたお子さんは全て対象になる」ということでよろしいのですか。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 谷地議員のご質問にお答えをさせていただきます。

詳しい制度設計につきましてはこれからになりますが、今おっしゃいましたように令和5年4月2日以降、令和5年12月1日、これを基準日として設定したいと思ってるのですが、「令和5年4月2日以降、令和5年12月1日時点でお生まれの方も対象」として考えております。

○竹原伸晃議長 谷地議員。

○谷地泰平議員 ありがとうございます。ということは、ほかの自治体などでやっている対象者を絞るというわけではなくて、もう0歳児はみんな対象になるというふうな。細かいところは多分、これからかと思うのですけれども、そういった認識、そういった回答だったと思います。

これ3回目の質問になるので最後なんですけれども、この在宅保育・育児というところはすごくいい取組だなど思っていて、なかなかされている自治体というのはこれから、まだ少ない状態ではあるのですけれども、今回、臨時的な対応ということですが、来年度以降もっと継続的にやるというお考えが現時点であるかどうかというところだけ回答をお願いします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 谷地議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今、議員がおっしゃいましたように臨時的ということで、今回につきましては物価高騰による支援ということで、今回の対象者は広くというふうに考えております。

今後、継続的にとなれば、他の自治体と同様な制限も含めて考える必要があるかと思っておりますが、こちらにつきましてはやはり財源の関係もございますので、十分、財政部局とも相談する必要があるかと思っております。現在ところは今回の臨時的な支援ということで考えておりま

す。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

谷崎議員。

○谷崎整史議員 議案書の25ページで補足資料の7ページなのですが、2点ほどございます。

事業者支援金2,250万円ですか、450社。これは前回、今年の前半期に受給したところへのプッシュ型通知とか周知方法はどのように考えているのかというのが1点でございます。

もう一点は、淡輪海水浴場事業継続支援金、漁業組合関係で500万円ほど赤字が出ていると。観光資源としては非常に有効なものだと考えているのですが、支援の状況が低過ぎないのか。あるいは利用しておりますと、期間中の駐車場料金が非常に高いんですね。漁協と町が折半していると聞いているのですが、そういう支援でもう少し安いワンコインで入れるとか、以下で入れるとかいう駐車料金を設定して内容を充実する考えはないのか。あるいは既に阪南の漁協と阪南市では調整が始まっております。駐車場料金の調整も地続きの阪南市との調整が必要となりますが、早めに来年の対応をするお考えはどうか、動きがどうなるかということも伺いたいと思います。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまの谷崎議員のご質問にお答えさせていただきます。

事業者支援金のほうですが、これまでと同様に実施したいと思っておりますけれども、受付時期につきましては1月中旬から2月中旬で締めくくりたいなというふうに思っております。周知方法につきましては各戸配布のチラシやホームページ・LINEなどを予定しております。

この予算がこの議会で承認された後、速やかに実施したいと思っております。

海水浴場ですけれども、海水浴場のほうはアフターコロナといいますかコロナが明けてから4年ぶりに開場していただきましたけれども、入場者がコロナ前の令和元年度と比較したら約4割減少してしまったということでございまして、駐車料金が主たる収入になりますので、元年度はほぼとんとんでしたけれども、今年度で約480万円ほどの赤字が出たというふうに報告を受けまして、何とか支援をしてもらえないかという要望も受け付けたところでございます。

町としても、海水浴場は本町の観光資源の中でも継続して実施していきたいというところから、町も設置者でありますから、総経費の内容を見させていただいて、安全対策にかかる費用、具体的に言いますとオイルフェンスの設置や大学生にお願いして利用者の安全を図るためのライフセーバー、看護師等などの安全対策に係る費用を主に支援する目的で調整させていただいております。

駐車料金の減額ということですが、前々からこの駐車料金の設定につきましては、開場期間中に双方の海水浴場の担当と、大阪府も入れて協議をしております、主たる収入がこの駐車場収入に限られていることから、取りあえずは現行の状態が続けたいということが委託事業者のほうの希望でございますけれども、そういった意見も参考にしながら今後も調整を進めてまいりたいと思います。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 本件については、内容が多岐にわたっておりまして委員会付託がございませんので、たくさんお聞きしたいと思います。

まず、1つ目、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、この国からの交付額というのは、岬町に対しては2億2,677万2,000円ということでよろしいかと、念のための確認をさせていただきます。

それから2点目が、ふるさと納税による増額があったということのようですが、その主だった要因があればお聞かせしていただきたいと思います。

それから3点目以降は、補足説明資料からお尋ねしたいと思います。補足説明資料の4ページの、これから聞くのは物価高騰対応重点支援事業費として事業化される予定のものについてお尋ねします。

まず4ページ、福祉関係事業者支援についてです。

少し説明でよく分からない点があり確認させていただくのですが、その資料の説明で「内容」というところに「町の福祉サービスを担う福祉関係事業者」とあります。「高齢介護、障害児童」ということで1事業者当たり15万円支給という計画なのですが、この「町の福祉サービスを担う」という言葉の意味がよく分からなくて、岬町が行う福祉サービスの担い手ということなのか、町内に事業所がある福祉サービスの事業所なのか、その辺りについて何かうまく理解ができなかったのでお尋ねしたいということです。

それから、この「事業の事業者の対象として24事業者」とあります。時間のことがありますので、対象となる事業者の一覧表を追っていただきたい。資料を求めておきたいと思います。

それから、資料の5ページです。健康ふれあいセンター費として、「電気料金(高圧)に係る燃料費調達額相当分を支援」とあります。

それから同様に資料の7ページですが、淡輪火葬場も同じ理由で支援金の支出を計画されているということなのですが、これはそれぞれこの金額の算定根拠、それも資料で結構ですので追っ

ていただきたいということと、これは資料要求です。

ここから質問です。

ほかに指定管理をしている施設もあります。当然ながら電気料金が値上がりしているということで影響を受けている施設があると思うのですけれど、今回、高圧、要は電力量が多い、使用電力量が多いということなのかと思って見ているのですが、ほかに該当する施設はないのかということはこの件に関わってはお尋ねしておきたいと思います。

続きまして、補足説明資料の6ページです。

いわゆる7万円給付についてお尋ねします。

先ほど、他の議員さんからの質問で少し分かったところがございますが、年内の支給が実現している市町村もございますけれども、岬町については先ほどの説明で支給は1月末を目途にということでした。これは年内支給を目指して予算の提案ができなかったのだらうかと思っています。12月の月末というのは、ほかの月の月末とは全く違いますよね。皆さんも年末年始に向けて、特に年始に向けていろいろな買い物をしたり、またその買い物がいちいち値上がりしている。値上がりしているというか、これは需要と供給の関係で仕方がないと思うのですが、私が一番思うのはお墓参りのときの花の値段ですよ。ほぼ2倍ですよ、いつものときのね。盆・暮れはそうになっていますよね。そんなことを考えると、どうしても年内に、この7万円支給をするということ至上命題にして取り組むべきではなかったのでしょうか、ということを知りたい。

ほかの自治体は早く提案をしているのです。私もこれね、「どうして、間に合うのかな、こんな時期に提案して」とか思っていました、やはり間に合わないんだなと思いながら、どうしてほかの自治体は早く年内に支給できているのだらうかということを経つかの自治体に問い合わせをしました。そうしましたら、そもそも提案の時期が早いのです。早いところは11月末、遅いところでも12月の中旬、12月13日ぐらいまでに提案をしているところは何とか急いで年内の支給が実現しています。それをなぜ岬町はやらなかったのか。やっても同じ結果ということなら仕方がないのですけれど、私はこれ、年内にどうしても支給をするということで努力をなされたのかという、なさっていたらごめんなさいなのですが、本当にどうしても年内にやはり受け取りたいというご家庭がたくさんあると思うんですよ。それを考えたときに、どんな努力をしてくださったのかなと、私は率直に疑問に感じているので、そこら辺のお話をお聞きしたいと思います。

それでこのことに関わってもう少しお尋ねするのですが、先ほど、「通知」とおっしゃいました。ところがプッシュ型で通知を年明けにということでしたが、これは各個人にお手紙が届くということを目指しているのか。通知の中身について確認をしておきたいです。

それから、対象になる方の基準日が何月何日なのか、そのときに岬町にいないと駄目ですからね。それもお聞きしたいと思います。

それと、これはプッシュ型でできるケースとそうでないケースがありますよね。そうでないケースはさらに遅れる、そして何らかの手続が必要になる。そのそうでない方についてのご説明もいただいております必要があると思っています。

引き続き、子ども・子育て支援事業費ということで、保育所等に在籍せず自宅で養育している家庭に対して子ども1人当たり5万円を給付、保育所等という「等」の中に何が入っているのか、明確にさせていただきたい。保育所・幼稚園・認定こども園かと思いながら、具体的にお聞きしたいと思います。

それから、「在籍せず」とあります。ということは例えば、育休中の人なんかどうなるのかと思ひまして。親が育休を取っていて、その期間は、例えば、保育所に在籍をしているけれど、その期間は家でゆっくりとというようなことの場合は、どういう扱いになるのかなど。「対象になるのか、ならないのか」ということを思いましたので、お聞きしたいと思います。

それから、これはもうここで今言っておきます。質問ではないのですが、さきほどの7万円給付と、それから子ども・子育て支援事業費で、一般職の超過勤務手当がそれぞれ乗っかっているんですね。これは恐らく急いで対象者の方にお届けするためにということの現われなのだろうと思っているのですけれども、過酷な働き方にならないようにお気をつけいただきたいと思って、それを一言ここでは要望しておきたいと思っています。

続いて質問ですが、7ページの事業者支援金のことです。

さらに第3弾ということになりましようかね。一律5万円給付ということをお考えだということなのですが、これは福祉関係の事業所で15万円と、さきほどありましたよね。福祉関係の事業所だって事業所なのです。これはダブルでもらえるなんてうまい話はないのかなと思ひまして、お尋ねをするものです。

それから、対象が450事業者とあります。これは要するに前回の第2次の事業者支援金の申請が450事業者あったと。それに近い数があったというように捉えたらいいのか、前回実績を参考に確認させていただきたいと思っています。

それから、これは今年度中の事業だと思ひますが、一応、2月中旬までの受付ということになっています。もしその期間の間に十分、分かっていなくてとか、制度を知らずに受付の期間を超えてしまったという方への救済措置はないのかということも併せてお聞きしたいと思います。

それから、その次の淡輪海水浴場について、私からもお聞きしたいと思います。

先ほどの谷崎議員の質疑を通じて「480万円の赤字」という答弁がございました。非常に大きな金額の赤字なのだなとなっておりますけれども、これは私、最初に見たときに、海水浴場のアフターコロナに向けた取組を支援と、海水浴場は夏しか開きませんよね。今、冬ですよ。何でこの時期に出てきたのだろうと不思議に思ったのですが、その辺りのご説明もいただけるとありがたいと思います。

さらに、この金額で、要するに赤字が出て大変だからというその補填的な、「補填」という言葉を使ったら駄目ですね。事業者への支援だということだと思っておりますが、先ほど、安全対策の金額について精査したという説明がありました。

それではですね、この金額200万円ですね、この金額で要はとんとんだと、この金額で足りるのだと。淡輪海水浴場管理組合に対して支給するわけですが、ここが足が出るということはないと捉えていいのか、お聞きしておきたいと思います。

もうすぐ終わります。8ページです。

就学援助支援教育のお子さんに対して1人5万円を給付ということが説明されました。

私が聞きたいのは、支援教育対象の児童生徒の数について聞きたいと思います。今年度は、資料にあるとおり児童生徒、小中学生合わせて20人が対象になるということだと思います。

昨年度は何人であったのか、聞いておきたいと思います。

質問は、以上です。

○竹原伸晃議長 皆さんにお諮りします。

この議案第63号を終えてから昼休みにしたいと思います。

そういう運営でよろしいでしょうか。

○中原 晶議員 議長、運営上、それでも私はいいのですが、私は1回目の質問です。

答弁をもらったら2回目を聞く可能性がありますね。一応、気を使って絞り込んだのですけれども、委員会付託がないから、その辺を考えると、今、休憩を取るほうが得策ではないの难道うかと。私が今、休憩したいわけではないのです。ただ、お昼ご飯の時間がすごく遅くならないかなと。なおかつ、これが終わっても今日の本会議は終わりませんよね。まだ案件がありますので。ということを考えたら、今、お昼ご飯のほうがいいのではないかと。

でも、答弁する人は嫌かな。答弁前のお昼ご飯、何か喉を通りにくいですか。個人的にはそんなことを思ったのですけれども、どうでしょうか。

○竹原伸晃議長 中原議員から多くの質問があり、この後の審議も時間がかかるとのことですので、ただいまをもちまして暫時休憩したいと思います。



ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定しました。暫時休憩します。

再開は13時からよろしく願いいたします。

(午前11時58分 休憩)

(午後1時00分 再開)

○竹原伸晃議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

中原議員の質疑で休憩に入りましたので、ご答弁をお願いいたします。

財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 2点についてご答弁申し上げたいと思います。1つは交付金の配分額と、もう一つは電気料金の高騰について指定管理者の対象範囲についてご答弁申し上げたいと思います。

まず金額でございますが、国の令和5年度の補正予算で措置されました物価高騰対応重点支援事業費総額につきましては約1.6兆円となっております。そのうち本町に提示されました金額については11月29日付で通知がございまして、1世帯当たり7万円を給付するいわゆる「低所得世帯支援枠分」と、地域の実情に応じて自治体の判断で柔軟に事業が取り組めるといういわゆる「推奨事業メニュー分」を合わせまして1億7,190万7,000円でございます。

ご質問の中で2億円何がしというような話があったかと思いますが、それにつきましては電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金が3月29日付で1億1,042万8,000円の提示がございまして、合わせまして2億8,233万5,000円となっております。それが1点目でございます。

2点目については、今回、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業費といたしまして、町が公共施設の管理をお願いしている指定管理者であって、その中でも高压電力についてはより影響が大きいということで一定の支援をさせていただきたく、予算計上してございます。

対象としておりますのは、先ほどお話がありましたとおり健康ふれあいセンターと淡輪火葬場に係る部分でございます。そのほか指定管理をお願いしております淡輪老人福祉センター、アップル館、海釣り公園については低圧電力と伺ってございます。

答弁は以上でございます。

○竹原伸晃議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田まちづくり戦略室企画政策推進監 中原議員の2点目の質問のふるさと納税の増額の要因について説明させていただきます。

ふるさと納税につきましては、今回、5,000万円の追加で寄附額を上程しているところでございます。

内訳ですが、11月末までで寄附件数が988件ありまして、金額にしまして約8,500万円の寄附額がございました。それで現在、テレビ等でも報道があつて、ふるさと納税の特番みたいなものがよく見かけられると思うんですけど、駆け込み需要みたいなもので12月に入りまして20日時点で4,200万円の寄附金をいただいております。あと残り10日間がありますので、この辺りも2,000万円からもう少し増えるのかなと見込んでおります。

増えた要因につきましては、寄附額が一番多いのがサイエンスさんのシャワーヘッドが一番人気になっておりまして、金額ベースで言いますと約9割がシャワーヘッドになります。それ以外が1割程度というところになります。ただ、こちらにつきましては金額でありまして、件数ベースで言いましたら大体6割と4割ぐらいで、6割がサイエンス、4割がほかのものであります。

現在、サイエンスさんに頼ることなく返礼品の拡充に上田副町長を筆頭に掘り起こしの取組を進めておりまして、来年度以降、一定、総務省の認定、申請して許可が下りないと返礼品に追加できないというシステムにだんだん厳しくなってきておりまして、なかなか全国の追加の申請が多いということでなかなか認定が下りないような状況になっております。

ただ、今後も引き続き、返礼品の拡充に努めて何とか寄附額を増やしていく取組を進めたいと考えております。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 中原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

4ページの福祉関係事業者支援につきましてです。

町内にございます福祉サービスを担っていただいている福祉関係事業者を指します。また、この24事業者の一覧表につきましては資料をご用意させていただきますのでよろしく願いいたします。

また、事業者支援に該当される場合でも、この福祉関係事業者支援は行っています。

あと7万円給付の分でございますが、先に実施しました3万円の支給の口座振込先を指定してプッシュ型で通知を出す予定をしております。それで口座の変更がある場合とかがありましたら、そこで指定していただければ変更もさせてもらう予定をしております。

基準日につきましては、国が示されています令和5年12月1日が基準日となっております。

あと、プッシュ型で対象とならない申請の必要な場合につきましては、先に行いました3万円の基準日6月1日でしたが、それ以降、転入された方の場合は申請が必要になると思っております。

次に、すくすく家庭保育応援事業補助金なのですが、「保育所等の施設」というように表現させていただきましたが、支給認定した施設で、町内であれば、教円幼稚園、海星幼稚園、淡輪幼稚園、あと町内の町立保育所等がこれに当たります。

あと、育児休業中のお母さんのご家庭ですが、その家庭で上の子どもが保育所や幼稚園に通われている子どもは対象外になりますが、家庭で育児されて施設を利用されていない子どもさんについては対象となります。

○中原 晶議員 7万円給付のところで、通知を具体的にどういう通知なのかということで聞かなかったかな。手紙とか、いろいろありますよね。

○松井しあわせ創造部長 通知をプッシュ型でさせてもらって、3万円の振り込み先を指定して通知をさせていただく予定です。

またその中に給付を拒む方についての意思表示もそこで確認をするため、届けてもらうことになると思います。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 私からは、福祉事業者の事業者支援金のことでございます。

事業者支援金は交付要綱を定めておりますので、そこに規定する要件を満たしておれば支給させていただくという考え方でありまして。

450事業者の積算根拠ですけれども、今年度、第1回目を7月に実施しまして、その申請受付件数が371件で、11月に追加募集を行いました。これが32件ございまして、合計403件となっております、これに1割程度、積み上げして見込んでおります。

申請受付期限が過ぎてしまった場合の受付の考え方というところでございます。

今回の支援金のほうは前回、対象とした事業者の方々にプラス5万円を支給するような形で考えておりますけれども、それと並行しまして、初回、追加募集に気づかれなかった、しかし対象であるというような事業者さんがまだいらっしゃるかもしれないので、そういう方々も今回の申請受付から受付をさせていただこうと考えております。

そして、受付期限が来て、さらにまだそこにも気づいてなかった対象となられてない方がいらっしゃる場合、年度ぎりぎりになってはきますが、交付金の期限とも見合わせながら、財政部局と相談しながら可能な限り受け付けたいなというふうに考えております。

次に、海水浴場ですけれども、なぜこの時期の予算計上となったのかというご質問であったかと思ひます。

海水浴場はご存知のとおり8月31日まで開場しております。その後、決算を組む形になっておりまして、その決算の整理がついた時点で、それをもって内容について精査する必要がありましたことから、9月議会で補正予算を計上するのに間に合わなかったというところが1点でございます。

なお、7月に開場して、しばらくたつにつれて入場者の割合は大分、落ち込んでいるというのはお聞きしておりましたが、そういう状況で手続上、間に合わなかったというところでご理解いただきたいと思います。

加えましてもう一方の観点といたしましては、財政部局との調整の中で観光資源の事業者の事業継続という観点で、物価高騰対応重点支援事業として、この交付金を活用できるという判断がありましたので、今回、他の事業との財源調整等とあわせて、この最終日の提案とさせていただきます。

全ての赤字が補填されているのかというご質問についてでございます。

今回200万円ということですが、先ほども申し上げましたとおり、駐車場収入が主な収入になってまして、あと海水浴場に係る経費全てを差し引いて赤字が480万円というふうに出ております。

主に町としては安全対策に係る費用に係るものを考慮して、事業者と協議をしながらこの金額で協議が整ったということでございまして、要するに赤字全ての補填ができたということではございません。

○竹原伸晃議長 教育次長、小川正純君。

○小川教育次長 それでは、中原議員のご質問が支援学級の認定者、昨年の実績という報告で、併せて、同じ内容ですが、先ほど、谷地議員からご質問いただきました全体の今年度の要保護・準要保護の関係する全体の割合について、順序立ててご説明させていただきます。

まず、中原議員のご質問の支援教育の昨年の認定数は全体で26名、小学生が20名、中学生が6名となっております。

次に、今年度の先ほどご説明させていただきました就学援助の認定者の全体の割合ですけれども、小学生につきましては15.9%、中学生につきましては15.2%となっております。

○竹原伸晃議長 中原議員。

○中原 晶議員 1つ答弁漏れがありましたので、先にそれについて指摘をしておきたいと思ひま

す。

7万円給付の問題で、私は給付時期のことを問題にしました。「なぜ12月末までに振込が完了しないのか」と。どれほどそれを待ち望んでいるかということはお分かりだと思いますが、それをしようと思ったら、いつからこの準備をしないといけないかということは、ある程度、分かるのではないのかと。私は行政の人間ではないので分かりませんが、そういうことをお考えにならなかったのかということを知りました。

「何が何でも12月末までに、要は今年の年末までに振り込むという努力は尽くさなかったのか」ということを知りました。そのことの答えはきちんと頂きたいと思います。

それから、7万円給付のことでもう少しお尋ねします。

先ほど、通知についてご説明いただきました。何らかのその手紙、手紙というか封書が届くということで、それには返送が必要とされるのか。必要な人だけ返送するのか、そこら辺が分からなかったのもう少し詳しく教えていただけたらと思います。

それから、プッシュ型で振込ができないケースの方ですね。具体的には、先ほどご答弁いただいた「6月1日以降に転入をされた方」ということだと思うのですが、そのご家庭は、どのように何をするのかというか、周知も含めて申請できる方法はどんなふうにご検討されているのか、お聞きしたいと思います。

それから、子ども・子育て支援事業費についてご答弁いただきましたが、「保育所等」の中に何が入っているのかというのは先ほど知りましたが、保育所といっても民間の託児所とすべきか分からないのですが、事業所内保育といえますかそういったものも町内にありますけれども、そこも含まれるのか、そこに通っている子は在籍しているというふうになるのかお聞きしておきたいです。

それから、淡輪海水浴場のことで、今、説明をいただきました。「今の時期になったのは決算状況の確認が必要だった」ということで、時期についてはそうかと思って知りました。

それで、実際の金額については、「安全対策を考慮して」という言葉がありまして、協議が整ったと、淡輪海水浴場管理組合との協議が整ったということだったのかなということですので、私としてはそういう言葉を聞きましたら、必要な人との話し合いで合意が得られたというように受け止めざるを得ないので、そうなのかなと。さきほどの赤字の金額を聞いたら、協議が整ったのだという感じではあるのですが、そのように受け止めたいと思います。

ただ、これ今回ね、「たまたま」といえるべきか、国からこういうお金が来て対象になるということが分かったと。その前から異常に入場者が減っていて経営的には大変だという声を聞いてい

た。何とかしないとということとは多分、思っていたのだと思うのです、担当課としてもね。それで、このお金が対象になるよということを財政課からも聞いて分かって計上するに至ったと。それは非常にいいことだったと思うのですが、こういうお金は、そういう臨時収入があったときに手当するというのではなく、必要な経費を年度当初から構えておくというのが妥当な筋ではないのかと思うんですね。

一応、私は過去の2018年、2019年で一旦、海水浴場はその後、閉鎖されていたわけですが、その頃の決算書を確認してみました。来年度予算はこれと同規模でいいのかどうか、今年の落ち込みを考えたら、もう少し大きい金額をきちんと開設使用料として計上しておく必要があるのか、そこはよく検討もいただいて、あとは開設いただく団体に意見や実態を聞いた上で、来年度予算については、「来年度予算」って、もう大分、固まっているのかなとは思いますが、こういう臨時的なもので何とか穴埋めをするという状況ではなく、安定した運営ができるようにご検討いただきたいと、この点については要望にとどめたいと思います。

それから、最後の支援教育対象の児童生徒に対して1人当たり5万円の問題です。

私がなぜこれを聞くかは何となく分かるかとも思うのですけれども、昨年度と今年度のこの支援教育、これは要するに各学校での支援学級に在籍する児童生徒のことだと思うのですが、この支援学級の在籍者を減らそうという動きが昨年度から今年度にかけて行われたのです。小川次長は今年度からだから過去のこともかもしれませんが、その影響が私は少し心配になったわけなのです。

これは、要するに文部科学省からの通知で、大阪府が行っているインクルーシブ教育に対する私は攻撃だというふうに見ていますが、支援学級に在籍していた子どもたちのうちの一定の子どもたちが普通学級に在籍しろと。在籍して通級指導教室で勉強するという時間を持つようにというふうには仕向けられたわけなのですよ。だからその影響がどんなふうに出ているのかというのが気になったわけなんです。26人から20人ということで、この6人が必ずしも今、私が言ったような対象かどうか分かりません。卒業した子もいるかもしれないしね、この6人の中にね。

だけど、ちょっとこの点については、もしもそういう文部科学省からの通達で、大阪府からも指導的な文書があって、それに伴って仕方なく普通学級に在籍、移籍せざるを得なくなったという子どもたちがいたとしたら、これはちょっと不公平といいますかね、勝手に外から決めた制度によって対象から外されたということになったらいけないと思ったから聞いたという話なのです。

これは委員会だったらもっと細かく聞かせてもらうのだけれど、本会議場ですので、もう問題提起にとどめておきたいと思います。これはつぶさに見ていかなければ分からない問題ですので。

ただ、担当課としても、支援教育を受ける必要がある子どもたちに対して必要な手だてが取られるようにということは問題意識として持っておいていただきたいと、この場では問題提起にとどめたいと思います。

それで、何か1個忘れてるんです。高圧の電気料金、高圧電力を使っている2つの施設のこの金額をどうやって出したのかという根拠になる資料が欲しいと言っていましたけれど、それは提出していただけるのか。

質問は多分これぐらいだと思います。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 答弁漏れがありましたことをおわび申し上げます。

7万円の給付につきましては、12月末に振込できるよう努力しなかったのかというご質問なんです。これまでも関連する給付につきましては、対象者を抽出するシステムに頼らざるを得ない状況にあります。今回も国の予算が通った時期にシステム改修の設計書が11月末に示されたところ。そこからシステムの改修が行われていまして、予定では12月24日にリリースされるということで、早速、そのリリースを受けて年明け早々、プッシュ型の対象者を抽出して通知を出そうというように思っているところなので、今後、この1月末を目途にスピード感を持って事務に努めていきたいというように思っておりますので、ご理解をお願いします。

また、申請ないし確認書が必要な方についての周知ですが、確かに対象になるのに支給が受けられなかったということがあってはいけないと思いますので、何らかの形で周知は必要かと思っています。どんな形がいいのかこれから検討していきたいと思っています。そこで岬だよりでは、これからお願いすると発行時期も決まってくるし、ホームページまた公式LINEでも示すことで周知ができれば、そういうふうな形で進めていきたいと思っております。

あとは家庭保育支援につきましては、基本は支給認定を受けてらっしゃらないお子様ということで対象者を絞っていききたいと思っておりますので、例えば、認可外の保育園の方は支給認定を受けられてないと思われまますので、そういったお子さんには家庭保育されてるということで対象とするというように今は考えております。

○竹原伸晃議長 資料を出せるのかどうか。引き続き、お願いします。

○松井しあわせ創造部長 失礼いたしました。指定管理者への支援についての高圧にかかる積算資料ですが、健康ふれあいセンター及び淡輪火葬場の資料を用意させていただくようにいたします。

○竹原伸晃議長 中原議員。

○中原 晶議員 7万円給付のことで重ねてお尋ねするのですが、時期の問題です。

先ほどの答弁だと、岬町としては、どんな努力をしてもこの時期にならざるを得ないのだというように、結論としては聞こえてしまうのです。事実そうなのか、それではなぜよそができてくるのか。

いや、確かによそでもね、市とかの規模でも「3月に入るのと違うか」と言っているところもあるのですよ。だから、私はこれはね、何が違うのかと思って、気になりつつ時間の限界もあるので十分、調査って、隅々までできていないのですけれども、初めに言ったとおり12月中に支給が完了する見込みのあるところとはとにかく提案が早いんですね。

それじゃあ議会を早く開いてもらってというか、どこかのタイミングで12月議会の、このときに本会議を入れさせてくれと、この7万円給付のやつだけでも可決してくれと。そうしたらあと動けたのだということなのか。そんなことをしようが何をしようが、もう岬町の場合は1月末、この1月末を目途にというのだからね、すごく大変だとは思っています。そうだと思うのだけど、何をどうしても1月末になるしかないんだということなのか、そこが私は分からなくて、もう一度、お答えをいただければと。

あと1回しかしゃべれる機会がないから、重ねて聞かなくていいように、ご答弁いただきたい。よろしくをお願いします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご答弁させていただきます。今回、「スピード感を持って」という部分で言いますと、プッシュ型を採用してできるだけ早くという気持ちは担当としては十分でございます。

あと、プッシュ型の通知を出すための対象者を抽出するシステム改修というのは必要になってきます。ほかの自治体で進められているところはどんな形で進められているのか私もよく存じ上げませんが、そういったシステムを必要としない団体、小規模の団体とかというのは、あるのかと思います。

あと、限定して「この部分だけの対象者は先にやります」といって12月末に給付開始とされてる自治体もあると思っていますが、万全を期するためにシステムによって対象者を抽出して、それを基に事務を進めていきたいと考えていますので、そのシステムに頼らざるを得なかったという部分で言いますと、もうこの時期にしか難しいと考えます。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

谷崎議員。

○谷崎整史議員 ちょっと指示でいろいろ取り紛れて担当と調整するのができなかったのですが、



先ほど吉田理事に伺いました淡輪海水浴場の件です。

まず詳しい数字を後でお示しいただきたいと思うんです、やり取りを。

まず、漁協運営事業者が権利金として占有料として200万円近く、170万円か200万円を町か府に納めておられると。かつ、駐車場料金が1200円でしたか、その半額が漁協に入って半額が町だったか府に入るという仕組みであったと。あと出店事業者が権利金として出店料として30万円程度を、今回、海の家2業者ですか、払っておると。あとまたもう1事業者は運営事業者自体がシャワーとかいろいろバーベキュー会場を運営されていると聞いております。

この中で、車の入庫数を多くしたいということで、7年以上前から海浜公園自体が人が歩く堤防、海側の歩道、前が公園でそれより海側が港湾管理となっていると聞いておりますが、その公園の中に入ったところにちょっと築堤以上の1メートル弱ぐらいの築山がずっと続いていて、それを撤去してくれという要望もかつてからして、役所、役場のほうも協力して、事業公園管理者のほうに要望するというふうに戻事を得ていたとも聞いているのですが、それはどういう状況なのか。駐車場を増やすための築堤の撤去ですね、どうなっているのか。

それと、漁業者が権利料として納めた170万円、200万円分相当の支援だけでいいのか、あるいは駐車場の半額で収まるようなもう少し額面を増やした支援が必要ではないのか、という点を、今後どう考えていくか伺いたいと思います。

また、先ほど申しましたように、期間中ではなく阪南市ではもう既に来年に向けての赤字対策の協議も始まっていると聞いておりますので、よろしくご回答お願いしたいと思います。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまの谷崎議員のご質問にお答えさせていただきます。

最初に「権利金」とおっしゃいましたが、これは海水浴場を開設するに当たっての手続といたしましては、この施設が大阪府の施設でありますので、敷地占用料というのを大阪府にお支払いする必要があります。それを海水浴場の管理組合のほうから町に頂いて、町から大阪府へ同額をお支払いしているという状況かなと思うんですけども、そのご質問でよかったのかなと思ったりしてます。

海水浴場開設中の駐車場料金収入については、1台1、200円ほどの金額だったと思うんですけども、半額について町に収入しているというようなご指摘だったかと思うんですけども、全額管理組合の収入となっております。

また、駐車場を拡張してほしいという要望は、随分前から海水浴場管理組合のほうから要望を頂いておまして、町もそれを受けて、大阪府の施設管理者のほうに要望書を提出したり、直に

交渉に行ったりする中で、先ほどの拡張するための用地として施設で設けられた構造物の一部を平地にして、そこに駐車場を拡張できないかというようなお話もあり、そういったことも大阪府に協議に行っておりますが、大阪府も施設の全体的な利用の考え方等をおっしゃいまして、海水浴場のためにそこをしていただくというのは今のところかなっておりませんが、また管理組合とご相談させていただきながら要望等をやっていきたいと思います。

阪南市の海水浴場管理組合同士もお話をされてますし、私どもも阪南市の担当者ともお話をしながら、何とかにぎわいを取り戻せるようにというふうに話し合いをしておりますので、今後もそういった形で何とかこの観光資源というのは貴重なものだと考えておりますので、コロナ前の状況を取り戻せるようなことに結びつけていけたらなと考えておりますので、ご理解のほうよろしくをお願いします。

○竹原伸晃議長 谷崎議員。

○谷崎整史議員 ありがとうございます。2社出店いただいているということで、非常にこの状況を大事にできるように、当初の占有料200万円近く払っている分を今回、補填したと。補填というのは支援したという形になるのですが。

あと、駐車場収入も高くて人が入りにくいと、そういう来客数を招きやすいような料金設定ができるような支援も考えて、かつ、せっかく出ただけの可能性のある2店舗を継続的に確保できるように調整等、協力をお願いしたいと思います。

要望でございます。

○竹原伸晃議長 要望ですね。

他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

坂原議員。

○坂原正勝議員 賛成です。

○竹原伸晃議長 賛成ですか。

反対の方の討論を優先いたします。

反対の方、ございませんか。

それでは、坂原議員。

○坂原正勝議員 賛成討論をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、国からの補助金をもとに取組んだ補正予算でございます。これまでの国からの補助金は地方創生臨時交付金という名前でございましたが、11月末の国会での可決成立を受けて、今回の補助金については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金ということでございました。そういう国からの補助金があるということで、私からも緊急提言として、子育て世帯への支援、事業者への支援として緊急要望させていただきました。

今回、この内容を見せていただきますと、すすく家庭保育応援事業、これは保育所などに在籍していない子供への支援と。これは今までその支援の手が全然、届いていなかった。いわば狭間にいた対象者ですね、そこにも絞って今回は支援をしていると。

それから事業者支援につきましても、前は450事業者対象だったのですが、今回はそれに加えて指定管理の事業者、また福祉関係の事務所などにも物価高騰の対応として、電気・ガス・燃料費の高騰など非常に細かな配慮が見られる予算だと思います。あとは遅滞なく正確に手元に届くように取り組むことを求めまして、賛成討論とさせていただきます。

○竹原伸晃議長 他に討論ございませんか。

瀧見議員。

○瀧見明彦議員 議案第63号、令和5年度岬町一般会計補正予算（第8次）について、賛成の立場にて討論をさせていただきます。

令和5年人事院勧告に基づく人件費のアップ等にも的確に対応されておられ、また、エネルギーや食料品等などの物価高等にもしっかりと対応されておられることが認識することができました。

よって、議案第63号、令和5年度岬町一般会計補正予算（第8次）について賛成とさせていただきます。

○竹原伸晃議長 他に討論ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 議案第63号、令和5年度岬町一般会計補正予算（第8次）について、私からも賛成ではありますが、意見を申し上げて討論に加わりたいと思います。

様々な分野にわたって、この物価高から住民と事業者を守ろうとする意欲を全体として感じるものであります。

ただ、先ほどの質疑を通じて低所得世帯向けの7万円給付、これがなぜ12月中に完了できな

いのかということについては判然としないという印象を持ちました。

ほかの岬町よりも大きな規模の市でも12月中に完了しているところはたくさんあります。ですので、3回目の答弁で「こんなに頑張ったのだけれど無理でした」と言われたら、私も文句をつけないでおこうかなと思いましたが、その努力がよく分からなかったので、その点については、今後、またこういった制度が出てくる可能性もありますから、そういった機会にいち早く情報を捉えて、早く取り組んでいる市町村があれば、「お宅どうやってされているのですか」と聞きに行くとかね、そこまでのことをやってほしいと私は思います。それが本当にこのお金を生かす、このもう本当に長く続いている物価高騰の下で、上がらない年金、上がらないお給料、その下で苦しんでいる住民を本気で守ろうとしたら、それぐらいのことをやってしかるべきだと、それが地方自治体だと私は言いたいと思います。

それから、もう一つ気がかりなのは、家庭保育支援です。

これは悪いとは決して言いません。ただ、子育て家庭を分断しかねないものだと私は思っています。というのが、対象者が、例えば、いつ赤ちゃんが生まれたか、12月1日に生まれた子は対象です。5万円もらえます。12月2日に生まれた子はもらえない。制度ですのでどこかで線引きをしないといけないということは理解いたしますが、保育所や幼稚園に通わせていても、その家庭は大変なのです。さらに、保育所で、課税世帯で0歳、1歳、2歳、半額になったとはいえ、重い保育料が毎月かかってきます。

ですので、「あそこの子はもらえたのに、うちはもらえなかったわ」みたいなことにならないような制度設計をやはりしていくべきだと意見を申し上げておきたいと思います。

ただ、全体として初めに申し上げたとおり、様々な分野にこの物価高騰の下で大変な様々な分野にこの物価高騰の下で大変な暮らしを支えようとされている姿勢は大いに感じるものですので、賛同いたします。

この先これの具体化については、職員の皆さん、担当課の皆さんは大変にご苦労されるところだと思います。急ピッチで取り組んでいただきたいと同時に、職員の皆さんの健康には十分に留意していただいて、一刻も早く、なかなか反対のことを言いますけれどね、「早く届けて」と言ったり、「健康に気をつけて」と言ったりね、すみませんね。ただ、両立させつつ、一刻も早く対象の方に現金が届く、そのためにご尽力、頂きたいと要望申し上げて、討論いたします。

○竹原伸晃議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで討論を終わります。

これより議案第63号、令和5年度岬町一般会計補正予算（第8次）についてを起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

---

○竹原伸晃議長 日程第3、議案第64号、令和5年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 日程第3、議案第64号、令和5年度、岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）につきましてご説明をいたします。

本補正予算につきましては、令和5年度人事院勧告に基づく給与法の改正に準じた条例改正による賞与及び月例給の増額など、国民健康保険特別会計で支弁する職員給与等の調整に係る経費について、編成いたしております。

議案書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億3,687万7,000円とするものでございます。

歳入予算の概要についてご説明をいたします。

議案書の2ページをご参照ください。

なお、詳細につきましては、7ページ、8ページに記載しておりますので併せてご覧ください。

繰入金、他会計繰入金につきまして、38万1,000円を増額計上いたしております。

内容といたしましては、令和5年度人事院勧告等に伴い、国民健康保険特別会計で支弁する職員給与等に係る経費について変更が生じたことにより、財源調整を行うものでございます。

続きまして、歳出予算の概要についてご説明いたします。

議案書は3ページを、詳細につきましては9ページ、10ページを併せてご覧ください。

総務費、総務管理費につきまして37万7,000円を増額計上いたしております。

内容といたしましては、令和5年度人事院勧告等に伴い給料として16万1,000円、職員手当等として18万2,000円、共済費として3万4,000円をそれぞれ増額計上するもの

です。

次に、保険事業費といたしまして4,000円を増額計上いたしております。

内容といたしましては、総務費と同じく令和5年度人事院勧告に伴い職員手当として4,000円を増額補正するものです。

以上が、補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第64号、令和5年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)についてを起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって議案第64号は、原案のとおり可決されました。

---

○竹原伸晃議長 日程第4、議案第65号、令和5年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2次)についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 日程第4、議案第65号、令和5年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2次)につきましてご説明をいたします。

本補正予算につきましては、令和5年度人事院勧告に基づく給与法の改定に準じた条例改正による賞与及び月例給の増額など、後期高齢者医療特別会計で支弁する職員給与等の調整に係る経費について編成いたしております。

議案書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,763万9,000円とするものでございます。

歳入予算の概要についてご説明いたします。

議案書の2ページをご参照ください。

なお、詳細につきましては、7ページ、8ページに記載しておりますので併せてご覧ください。繰入金、一般会計繰入金として3,000円を増額計上いたしております。

内容といたしましては、令和5年度人事院勧告等に伴い後期高齢者医療特別会計で支弁する職員給与等に係る経費について変更が生じたことにより、財源調整を行うものです。

次に諸収入、受託事業収入といたしまして15万1,000円を増額計上いたしております。

内容といたしましては、令和5年度人事院勧告等により、後期高齢者医療特別会計で支弁する人件費について変更が生じたことに伴い、受託事業収入についても変更が生じたことによるものです。

続きまして、歳出予算の概要についてご説明いたします。

議案書の3ページを、詳細につきましては9ページ、10ページを併せてご覧ください。

総務費、総務管理費につきまして3,000円を増額計上いたしております。

内容といたしましては、令和5年度人事院勧告に伴い職員手当等として3,000円を増額補正するものです。

次に、保険事業費といたしまして15万1,000円を増額計上いたしております。

内容といたしましては、令和5年度人事院勧告等に伴い給料として7万7,000円、職員手当等として6万3,000円、共済費として1万1,000円をそれぞれ増額補正するものです。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第65号、令和5年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2次)についてを起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

---

○竹原伸晃議長 日程第5、議案第66号、令和5年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 日程第5、議案第66号、令和5年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)についてをご説明いたします。

今般の補正予算につきましては、令和5年度人事院勧告に基づく給与法の改正に準じた条例改正による賞与及び月例給の増額など、下水道事業特別会計で支弁する職員給与費に係る経費について予算編成をいたしております。

予算書の1ページをご参照ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,667万7,000円とするものでございます。

まず、歳入予算につきましてご説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

なお、詳細につきましては、7ページ、8ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。



繰入金につきましては、人事院勧告に伴う財源調整により、一般会計繰入金12万9,000円を増額計上いたしております。

続きまして、歳出予算につきましてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

なお、詳細につきましては、9ページ、10ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

総務費につきましては、人事院勧告に伴う増額と職員の扶養構成の変更に伴い、下水道総務費4万5,000円を増額計上いたしております。

事業費につきましても、人事院勧告に伴う増額などにより、下水道事業費8万4,000円を増額計上いたしております。

以上が、補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これより、議案第66号、令和5年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)についてを起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

○竹原伸晃議長 日程第6、議案第67号、令和5年度岬町介護保険特別会計補正予算（第3次）についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第6、議案第67号、令和5年度岬町介護保険特別会計補正予算（第3次）についてご説明いたします。

本補正予算につきましては、令和5年度人事院勧告に基づく給与法の改定に準じた条例改正による賞与及び月例給の増額など、介護保険特別会計で支弁する職員給与費等の調整に係る経費について編成いたしております。

また歳入予算につきましては、歳出予算において計上いたしております総務費、地域支援事業費を介護保険制度に基づく負担割合に応じて算定し、計上しているものでございます。

それでは議案書の1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ103万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億3,879万6,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

予算書の2ページ、第一表歳入歳出予算補正をご覧ください。

なお詳細につきましては、7ページから10ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

保険料、介護保険料につきましては、職員給与費等の増額に伴い、第1号被保険者保険料11万3,000円を増額計上いたしております。

次に、国庫支出金、国庫補助金につきましては16万7,000円を増額計上いたしております。

内容といたしましては、職員給与費等の増額による財源調整に伴い、地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業3万6,000円を、同交付金、包括的支援事業任意事業13万1,000円をそれぞれ増額計上いたしております。

次に、支払基金交付金、支払基金交付金につきましては、職員給与費等の増額による財源調整に伴い、地域支援事業交付金4万円を増額計上いたしております。

次に、府支出金、府補助金につきましては8万3,000円を増額計上いたしております。

内容といたしましては、職員給与費等の増額による財源調整に伴い、地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業1万8,000円を、同交付金包括的支援事業任意事業6万5,000円をそれぞれ増計上いたしております。

次に、繰入金、一般会計繰入金といたしまして63万円を増額計上いたしております。

内容といたしましては、職員給与費等の増額による財源調整に伴い、地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業1万8,000円を、繰入金、包括的支援事業任意事業6万5,000円を、また、その他一般会計繰入金54万7,000円をそれぞれ増額計上いたしております。

続きまして、歳出予算の概要につきまして、ご説明いたします。

議案書の3ページをご覧ください。

なお、詳細につきましては、11ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照願います。

まず、総務費につきましては、人事院勧告に伴う人件費の調整に伴い、総務管理費35万5,000円、介護認定審査会費19万2,000円をそれぞれ増額計上するものでございます。

次に、地域支援事業費につきましては、人事院勧告に伴う人件費の調整に伴い、一般介護予防事業費14万5,000円を、包括的支援事業任意事業34万1,000円をそれぞれ増額計上するものでございます。

以上が、補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これより、議案第67号、令和5年度岬町介護保険特別会計補正予算(第3次)についてを起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

谷地議員。

○谷地泰平議員 残り議案が12個ある状況だと思うのですが、ここでちょっと休憩を提案したいと思うのですが。

というのも、この後に今、新たなみさき公園の事業者さんが来られて、この本会議終了後に全員協議会でみさき公園の事業者さんの説明を受ける予定になっているかと思います。

しかし、もう13時ぐらいから事業者さん、既に待たれている状況で、17時ぐらいがデッドラインだと認識しておりますし、あとは本件については傍聴者さんも来ていらっしゃると思いますので、もしも可能であれば、一旦休憩いただいて、先に新たなみさき公園の事業者さんの説明を聞いて、その後再度、再開して本会議を進めていただくのはどうかと思うのですが、そちらを諮っていただくことができますでしょうか。

○竹原伸晃議長 休憩動議が出まして、規定でありましたら、賛同する方が1名でもおりましたら休憩をさせていただきたいと思いますが。

議案が残りまだまだある中で、どのように取り扱うかということもあります。議会運営に関することなので、議運のほうの意見も聞きたいと思いますが。

みさき公園事業者の説明におきましては、以前からの説明のとおり約2時間を予定しており、3時ぐらいからでも大丈夫かと思っておりましたが。

瀧見議員。

○瀧見明彦議員 休憩動議が出されましたので、一旦、休憩を挟んで調整を行われてはどうか。

と申しますのも、谷地議員がおっしゃったのは、その後すぐにみさき公園の話が挟まれるということでしょうか。というのも、議運の決定では、あくまでも本議会を最後まで行ってから、全協におけるみさき公園という話になっておりますので、調整が必要かと思われます。

○竹原伸晃議長 それでは、ただいまより休憩をし、そして議会運営委員会を開催していただこうと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 それでは、休憩いたします。

(午後2時07分 休憩)

(午後2時14分 再開)

○竹原伸晃議長 それでは、会議を再開いたします。

日程第7、議案第68号、工事請負契約の変更について（町営多奈川小田平住宅長寿命化改修工事（1期工事））を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第7、議案第68号、工事請負契約の変更について（町営多奈川小田平住宅長寿命化改修工事（1期工事））をご説明いたします。

提案理由といたしましては、本工事は現在施工中であります。工事内容の一部変更により契約金額に変更が生じたため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約金額につきましては、変更前1億5,444万円、うち消費税及び地方消費税1,404万円を、変更後1億6,732万1,000円、うち消費税及び地方消費税の額1,521万1,000円に変更するものでございます。変更契約金額につきましては1,288万1,000円、約8.3%の増額となります。契約の相手方は大阪市東住吉区湯里2丁目18番7号、株式会社ヤマモト 代表取締役 山本長一でございます。

主な変更内容について、ご説明をいたします。

議案書に添付しております参考資料をご覧ください。

1ページ目は工事概要を示しており、2ページ目は工事の位置図となります。

3ページ目をご覧ください。

主な変更内容ですが、1、屋根ぶき材の仕様変更について。

当初設計では屋根の改修については意匠性がよく、コストも低い横ぶきの金属屋根で施工するよう計画しておりましたが、工事着手により足場を設置し、建築後40年近く経過した既設の屋根の状況を詳細に確認したところ、風雨等の影響により想定以上に劣化が進行していることが判明いたしました。つきましては本工事は町営住宅の長寿命化を目的としており、今後30年以上、当該町営住宅を適切に管理する必要があることから、より劣化に対して耐久性が高い縦ぶきの金属屋根で施工するよう変更するものです。

2、外壁等の改修範囲等の変更について。

外壁の老朽化によるひび割れ等の改修については、設計時には高所部分の足場がないため詳細

な状況の確認ができませんでしたが、工事着手により足場を設置し、既設の外壁塗料などを全て除去した上で詳細に打診調査等を実施したところ、当初設計時より多くの箇所を改修する必要が判明したことにより、調査結果を基にひび割れ等の改修範囲を追加するよう変更するものです。

3、工事に伴う入居者対応について。

アスベスト含有外壁塗材の除却工事については、法令等に基づき安全対策を行うよう計画の上、工事を実施してまいりましたが、工事着手に伴い入居者と協議を重ね、工事中においても入居者が安心して生活できるよう、アスベストが飛散していないことを確認するための粉じん濃度測定箇所を追加するとともに、作業区域外にほこりが出ないようにするため、作業区画を密室にした上で専用の換気設備を追加設置するよう変更するものです。

以上が、主な変更内容でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 質疑したいことがたくさんありますが、後の時間のこともあるので、そんな状態で賛成か反対か決めにくいものだけれども、追って資料を頂くということをお願いしたいと思えます。

3つの主な要因、ご説明をいただきました。

次の議案もそうなのですが、大体、工事の変更が必要になったというときは、またこういうふうに1、2、3と要因が示されている場合は、過去に道路とかの関係だったらこういう変更が何か所について必要で、それについてはいくら、増・減とかいう資料を頂いたことがあったと思うのです。これについてもそういう詳細の資料を私は頂きたいと思っているのです。

1つ目でいうと、横ぶきと縦ぶき、変えたら単価が幾ら変わるのか。縦ぶきのほうが高いからかというふうには思うのですが、それなら幾らなのかと。この1つ目の屋根ぶき材の仕様変更に関わり、幾ら増額するのか、それが分からない。

2番目、ひび割れ等改修範囲を追加する。何か所で追加が必要となったのかが分からない。それに伴った増額の金額が分からない。

それから3番目、安全対策ということで必要なことだとは思いますが、粉じん濃度、測定箇所、何か所追加するのか。専用の関係施設を追加設置、何か所追加するのか、これが分からない。

それに伴う増額費用が分からないと私は思っているのです。

今、言ったようなことを資料で追っていただけたらと思います。

全体として何か悪いことをしようとか、そんなことを思っているわけではないというのは分かりますので、それによって賛否は決することができますが、金額が大きい、それから入札に伴って事業者を決定しているわけですから、こういった変更が基本的にはあってはならないということで、資料をもって後でご説明いただくということがお約束頂ければ、それで質問はもう資料の請求に変えたいと思います。

○竹原伸晃議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

資料につきましては、後日、提出させていただいて、お話をさせていただきます。それでよろしいですか。

○中原 晶議員 時間短縮のためにと思っています。

○奥都市整備部長 今、もう直接、金額を言えるのであれば言わせてもらってもよろしいですか。

○中原 晶議員 お願いします。

○奥都市整備部長 まず、屋根ぶき材の仕様変更に伴いまして、1棟当たり63万3,000円の変更になっております。全体で約950万円ぐらいになっております。

2番目の外壁等の改修範囲などの変更につきましては、ここにつきましては、外壁材をめくったところ、クラックが非常に多く、全体的にまず1回塗りのモルタルで大丈夫という計算をしたんですが、それを2回塗りにしましたので、そこが変更になっております。何か所というより、1棟当たり全体を塗り直してますので、そこが280万円の増額になっております。

最後に、工事に伴う入居者の対応ということで、アスベストの濃度測定器なんですけども、もともと5か所、設置する予定であった、室内にアスベストが飛んでないかということを入居者が心配されましたので、その分、住宅で2戸が1つの建物になってますので、1件ずつの分として2か所追加させていただいて、今回15棟を行ってますので、30か所追加になっております。

金額につきましては58万1,000円になっております。

この分につきましては、資料の請求はどうさせていただいたらよろしいですか。

○中原 晶議員 今、聞いたので大丈夫です。

○奥都市整備部長 はい、ありがとうございます。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

谷地議員。

○谷地泰平議員 私からも何点かのご質問をさせていただきます。

まず1点目は、この町営住宅の長寿命化に関しては今回、小田平のほうで第1期工事が進んでいるかと思うのですけれども、それと並行して平野北での設計というところも進んでいると思います。

今回、小田平でこういった実際に工事を実施してみたら想定と異なる改修が必要になったというところかと思うのですけれども、これを受けて今、平野北で設計している部分というところにも何かしらやはり同様のリスクというところも考えて影響があるのかという部分。

あとは工事に変更になるので、今、工事期間が来年、令和6年3月15日までとなっているのですけれども、この工事期間というところが延長することはないのかということ。

あとは全部の棟に関わる工事の仕様変更が今回、発生していると思うのですけれども、全部で15棟あるうち工事の進捗というところは今どんな状況なのでしょう。これは多分、6月議会で議決がされて、そこから工事を開始していると思うのですけれども、この変更内容を見ると、実際に工事にかかる前の段階でいろいろ分かったことがあって、この議決を伴って多分、再開されるのかなというふうに見受けられるのですけれども、それに伴う進捗というところは今どんな感じになっているのかなと。

あとは、3つ目のアスベストの件です。

これについては6月議会で中原議員が結構、このアスベストの工法について、「外に漏れないのか。健康被害が起きないのか」ということを質問されていたかと思います。

そのときの答弁だと、「水を使った専用の超高压洗浄機みたいなものを使うから、除去と同時に飛散することなく施工期間も短縮できる」というふうな答弁をいただいています。こういったことの説明を受けて、「特に影響ないね」という話だったと思うのですけれども、これが実際、居住者さんに説明をしたら、それだけで心配だということで今回の変更が生じたかと思うのですけれども、この居住者さんへの説明というのはどの段階で実施されていたのかというのを説明をお願いします。

○竹原伸晃議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 谷地議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、期間のことを聞かれたかと思います。期間につきましてはあと3か月。

進捗と重なってきますので、併せて。進捗のほうにつきましては今、12棟まで着手させていただいて、あと3棟残っているような状況になっております。



あとアスベストのことで、どのタイミングで住民さんにご説明したかということで、まず、工事に入る前には対象の皆様にご話をさせていただいてまして、実際に足場を掛ける前にもう一度入っていきます。現場をやってるときにどうしても閉め切ったりとかしてありますので、やはり住民さんのほうから逆に音とかで心配になられて相談を受けたというのが実際のところで、そのときに合わせて測定できないかどうか内容を確認して、室内に飛んでないということをしてできるだけ住民さんのほうに安心して暮らしていただけるように行っていくということで、作業中に1回だけなんですけども、調査をさせていただいたということになります。

あともう1個、内容の変更につきましては、実際、今回、工事で外壁の塗装剤をめぐってますので、年数にもよりますけども、どうしてもクラックが増えてると思います。だからその旨、今度の工事のやり方としては、モルタルを2回塗りぐらいにはなってくるのかなとは想定しております。

それと、屋根の形状につきましても縦ぶきに変更するしかないのかなと、今のところは思っているところで、実際、設計で比較検討をしますので、それをもって工事のほうをさせていただく予定をさせていただいております。

以上でございます。

それと、平野北の調査の中で、その内容の変更とかまた仕様書の変更、工事の内容について変えていくというふうに、残りの建物についてさせていただく予定になってくると思いますので、その辺はご理解していただければと思っております。

○竹原伸晃議長 谷地議員。

○谷地泰平議員 答弁漏れというか、もうちょっと正確な答弁がまだいただけていないのがあって、一旦、それを回答いただきたいのですけれど。

3月15日まで、これは間に合うという認識でいいのですかね。

○竹原伸晃議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 申し訳ございません。今のところ間に合う予定で頑張っておりますので、よろしくをお願いします。

○竹原伸晃議長 谷地議員。

○谷地泰平議員 先ほどの答弁によると、今回、新たに分かったことを踏まえて、恐らく今後の平野北等々もそのリスクというところは仕様にも盛り込んで行くという流れになるのかなという答弁であったかと思えます。

あとこういった工事のことなので私も専門ではないので、実際やってみないと分からないとい

う部分が多分多いものなのかなという、それに伴っていたし方ない変更というところになるのかと思っただけですけれども、今回の入札が、これは基準価格を多分、下回っていて、その中で最低金額の入札者、調査部会で審査しての入札という経緯があると認識しています。

そんな中で、今回の変更金額が増えたことによって、それ以外にも基準価格を下回っていた業者さんが2社ぐらいいらっしゃったと思うのですが、その入札金額を上回るような形になっているのですが、やはりこれはそれ以外の業者さんからは今回の変更内容を反映したような提案というのは、もともとなくて、これは実際やってみないと分からなかった変更という認識でよろしいのですかね。

○竹原伸晃議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 谷地議員のご質問にお答えさせていただきます。

現場でやってみないと分からないというお話をいただきましたけども、やはりその建物を設計のときには調査ということで周りを見たりはするんですが、どうしても足場をかけて2階の屋根に登ってということは、設計の段階ではそこまでは詳細なところは分からないところがあります。

また壁については、改修するといってもめくるわけにはいかないもので、部分的に削りはしますが、全てが全て分かるわけでもなし、ほかの業者さんから提案があるというわけじゃなし、町のほうは実施設計ということで設計事務所に責任を持って調査させて、それで工事を進めていますので、どうしてもめくって分かるところがどうしても出てきますので、その辺だけのご理解していただかないと仕方がないのかなと思います。

○竹原伸晃議長 他に質疑はございませんか。

松尾議員。

○松尾 匡議員 私からも谷地議員と少し関連する質問をさせていただきたいと思います。

この屋根ぶき材の当初設計というところが、この1番の中に「当初設計において云々」と書かれているところなのですが、この当初設計というのはもともと町が想定した屋根材の使用であるということなのか、そこをお聞きしたいです。

あとこれは要望になるのですが、前回のこの議案のときでもお伝えしたのですが、3番のところで、私もよく住民さんから本当に声をよく聞くんです。やはりアスベストの工事であるから故に心配だと。聞くところによると、やはりその説明が十分なされていないというふうな声もたくさん聞きまして、今後、また進めるに当たって説明会をきちんと、その事業者からきちんと説明いただくような形をとっていただくとか、あと住民の声を聞いた上で、真摯な対応というのを求めたいと、このように思います。1点お願いします。

○竹原伸晃議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 松尾議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の材料なんですけども、屋根材につきましては同じように鉄板ぶきでさせていただいております。

ただし、縦ぶきにする事で垂木と断熱材が必要となり、ちょっと割高になってるというのが現状でございます。

町が設計してます。

先ほど、西部長のほうからも変更内容を説明させていただきました内容と重複するところがあるのですが、既存の屋根はアスファルトシングル材という粗材で、ガラスを基材にアスファルトを浸透させ、表面に石粒を吹きつけ、接着したものを1枚ずつ貼ってるという形で横に貼っています。

新たなアスファルトシングル材でふき換えたら、どうしても撤去しその処分費が要ると。そういうことを避けるためにカバー工法といいまして、その既存の屋根の上にも鉄板を乗せましょうということで、今回、計画させていただきました。

その横ぶきに合わせた形で鉄板をふくような形で考えてたんですけども、どうしても今までの風とか雨などで軒先から、それと横ぶきであれば吹き上がりで中に水が入ってることが、めくって初めて、分かりましたので、縦ぶきに変えて、その分費用がかかったというふうな考え方でさせていただいてます。

アスベストの関係でも、今後は今回の住民さんにお話をさせていただいて、やはり中のほうも心配があるという声が多々上がってきましたので変更させていただいた。次の工事のときには1回にはなりますけれども作業中に測定器を置いていきたいなど内部では考えております。

○竹原伸晃議長 松尾議員。

○松尾 匡議員 アスベストの件はこれから本当に住民の声を聞いて対応していただきたいと思うのですが、1点目の屋根ぶき材のその当初設計においてのお話なのですが、私が心配しているのは、入札に関わることなのです。

要は、町が当初設計していたのが、その横ぶきの金属屋根であると。皆さん入札事業者がそれで応札しているのであれば問題ないかもしれないのですけれど、ただ、今回アップで契約変更しているのであれば、例えば、この設計がオープンになされていなくて、例えば、そもそもその縦ぶきの金属屋根で想定した見積もりで来られている事業者がいたとしたら、そもそも話になるのかな、その入札の在り方の問題に関わってくるのかなと思ったところなのですが、その辺のお

考えはいかがでしょうか。

○竹原伸晃議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 松尾議員のご質問にお答えさせていただきます。

最初に入札の段階で横ぶきでしていると。それで皆さんが知ってたから、その人らに声をかけてやるというのは、今回、変更、現場での雨風でめくって分かってきたことですのでね。

ただし、見積もりが必要なところについては、新たにこの変更に対しても見積もりを徴収し、積算の見直しをかけてさせていただいてるというのが現状でございます。

○竹原議長 ちょっと回答が違うんですけど。

○奥都市整備部長 最初は横です。

○松尾 匡議員 横でやってるのか。

○奥都市整備部長 そのとおりです。すみません。違う回答をしまして。

○竹原伸晃議長 松尾議員、よろしいでしょうか。

他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第68号、工事請負契約の変更について（町営多奈川小田平住宅長寿命化改修工事（1期工事））を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

---

○竹原伸晃議長 日程第8、議案第69号、工事請負契約の変更について（岬中学校体育館空調機設置工事）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第8、議案第69号、工事請負契約の変更について（岬中学校体育館空調機設置工事）をご説明いたします。

提案理由といたしましては、本工事は現在施工中であります。工事内容の一部変更により契約金額に変更が生じるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約金額につきましては、変更前7,683万5,000円、うち消費税及び地方消費税698万5,000円を、変更後7,522万9,000円、うち消費税及び地方消費税の額683万9,000円に変更するものでございます。

変更契約金額としては160万6,000円、約2.1%の減額となります。

契約の相手方は大阪府泉南郡岬町多奈川谷川2883番地、宮川工業株式会社 代表取締役 宮川浩一でございます。

主な変更内容について、ご説明をいたします。

議案書に添付しております参考資料をご覧ください。

1ページ目は工事概要を示しており、2ページ目は変更箇所の平面図を示しております。

3ページ目をご覧ください。

主な変更内容ですが、1、南面2階ギャラリー壁面への室内機取付方法の変更について。

当初設計において、南面2階ギャラリー壁面に鋼製架台を設置し、当該鋼製架台から室内機をつり下げる計画といたしておりましたが、工事着手に伴い仕上げ材を撤去し壁面の状況を確認したところ、一部劣化が見られたことから、取付位置を壁面から梁下に変更し、梁下から空調機を取り下げる方法に変更するものです。

2、空調設備機器の室外機仕様変更について。

当初設計における空調設備機器の室外機使用については、発電機附属型の自立切替盤設置タイプのものを配置するよう計画しておりましたが、工事進捗に当たりフェンス設置位置を含めた室外機設置箇所のスペース等の詳細状況確認、今後の室外機の維持管理面の検討等について再度、検討を行ったところ、必要となる室外機の要求機能等を維持した上で、今後の維持管理が容易となるスペースが確保でき、また、複雑な配線等も不要で、価格面においてもコストダウンが図れる自立切替盤設置不要なタイプの室外機を設置することができると判明したため、同タイプの室外機を設置するよう変更するものです。

また、維持管理がしやすいよう、設備スペース付近の床の仕上げを土の仕様からコンクリート

の仕様に変更をするものです。

3、壁面等における配管用貫通工事に伴う鉄筋探査の仕様変更について。

当初設計において、壁面等の配管用貫通については、壁貫通を行うに当たり既存の鉄筋を切断しないよう、鉄筋調査の上、施工するよう計画しており、鉄筋調査に当たっては、既存建物の構造図面及び現場状況等を確認し、一般的に使用される鉄筋探査機を用いて調査する計画といたしておりましたが、実際に鉄筋探査を行ったところ、一部複雑に鉄筋が配筋されている箇所については、一般的な鉄筋探査調査では鉄筋の詳細の位置を把握できにくい部分があることが分かり、適切な施工上、鉄筋の正確な位置を把握するため、より詳細に調査することができるX線探査機にて鉄筋調査を行うように変更するものです。

以上が、主な変更内容でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 1、2、3と減額の要因が示されたところであります。

先ほど同様、それぞれの項目において幾らずつ減額がなされたのか、分かれば教えていただきたいと思います。

○竹原伸晃議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

最初に梁下につり下げたことによって、68万6,000円の増額になっております。

空調機の機器の室外機の仕様の変更につきましては、管理スペースの確保とかそういうところも考慮しながら進めた結果、機器の設置する場所を土で考えてたところをコンクリート土間にし大体87万円ぐらいの増と、機器が反対に先ほども説明の中でありましたように自立切替盤設置タイプじゃないタイプがあるということで369万円程度のマイナスとなっております。それが4台ありまして、4台で割ると、大体1台90万円ぐらいですね、その盤が。

あと3番目の壁面などにおける配管用貫通工事に伴う鉄筋探査の仕様変更については、52万円の追加になっております。

○竹原伸晃議長 中原議員、よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

谷地議員。

○谷地泰平議員 先ほどの町営住宅と一緒にすることになるのですが、これも工事期間は当初予定どおり1月31日までに完了予定という認識で間違いはないですか。

○竹原伸晃議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 谷地議員のご質問にお答えさせていただきます。

工期につきましては、間に合うよう努めておりますので、よろしく願いしておきます。

○竹原伸晃議長 谷地議員、よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これより、議案第69号、工事請負契約の変更について(岬中学校体育館空調機設置工事)を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

---

○竹原伸晃議長 日程第9、議案第70号、岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 日程第9、議案第70号、岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由としましては、令和5年人事院勧告を踏まえ、議会議員の期末手当の支給率を改定するため、本条例に所要の改正を行うものであります。

本条例の改正内容につきましては、議案書とともに配布しております説明資料、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正の概要に沿って、ご説明させていただきます。

また、お手元の議案書新旧対照表もご参照ください。

では、概要資料の1ページです。

表面の上段①岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の部分をご覧ください。

改正内容は期末手当の支給月数の引き上げ0.1月と、翌年度の6月期、12月期の賞与の支給月数の均等化です。

一覧表に基づいて説明します。

表は3段で示しております。上段は現行、中段は令和5年度の改正後、下段は令和6年度の改正後の議会議員の期末手当の支給月数を示しております。

現行は、6月期、12月期共2.175月、合わせて4.35月の支給月数でございます。

ただし、改正後の令和5年度では6月期の支給が済んでおりますので、人事院勧告を踏まえ、0.1月分を12月期に加え、12月期は2.275月、合計で4.45月の支給、現行より0.1月の支給月数の増となります。

次に、改正後の令和6年度分をご覧ください。

次年度以降は6月期と12月期の期末手当支給月数を現行から0.05月ずつ均等に引き上げ、それぞれ2.225月ずつの同月数での支給とし、現行の賞与支給月合計より0.1月分の増となります。

最後に附属の内容でございます。

議案処理面の改正文をご覧ください。

附則第1項は、本条例は公布の日から施行とし、第2条の支給月数の均等化につきましては、令和6年4月からの施行としております。

また、附則第2項は、第1条の令和5年12月期の0.1月の支給月数の引き上げが可能となるよう、賞与算定の基準日である12月1日から適用できるようにするものです。

最後に、附則第3項につきましては、期末手当の内払い規定で、改正前の現行割合で支給された期末手当は内払い、部分払いとみなし、差額支給による精算ができるよう規定するものでございます。

改正内容の説明は、以上でございます。

一般職の職員の給与に関する条例改正や会計年度任用職員の処遇改善等に関する職員団体との



協議を重ねていたため、例年、一体として上程させていただいております報酬給与条例が追加議案となつてしまいましたが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

お二人、手が上がっておりますが、反対の方から。

それでは、中原議員。

○中原 晶議員 お先に失礼いたします。

議案第70号、岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論に加わります。

現在、長く続く物価高の下で、住民生活が非常に厳しい状況にあります。それは賃金も年金も長期にわたって見た場合に引き下げられているという状況が続いていて、この下にあつて議員の一時金を引き上げることについては、住民の理解が得られないというふうに考える立場であります。

失われた30年といわれる経済の停滞は長期に及ぶコストカットによるものでありまして、その最たるものは賃金であります。世界の中でも異常な賃金の上がらない国になっている今の日本の状況を変えようと思えば、賃上げ、そのことによる消費の拡大という経済の好循環が必要であると考えるものであります。

そこからすれば、議員についても一時金等の引き上げは妥当性があるとも言えますが、先ほど、申し上げたとおり、現状においては厳しい住民生活、賃金や年金の状況を見た場合に、議員が一時金を引き上げるといふ時期では今はまだないというふうに考える立場であります。

○竹原伸晃議長 谷崎議員。

○谷崎整史議員 反対討論を行います。

長く続いております景気の低迷、また、非正規労働等の所得と税制の壁の問題など未解決の問題がたくさん残されている現状でございます。

コロナ禍においても収入の減少等、景気の影響を受けることがない我々議員が率先して不安を抱く住民に寄り添い、痛みを共有することは当然であり、自らの身を切り、模範を示すべきであると考えております。

言うまでもなく我々議員の報酬の原資は住民の皆様の納めていただいた貴重な税金であり、期末手当を引き上げるのであれば、変えて、魅力あるまちづくり住民サービス等の向上などに充てるべきと考えております。

給与報酬改定の反対意見については、議員皆様の反対についてのご賛同を賜りますようお願い申し上げます、大阪維新の会岬町議員団会派の代表として反対を討論いたします。

○竹原伸晃議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで、討論を終わります。

これより議案第70号、岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○竹原伸晃議長 起立多数であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

休憩させていただこうと思えます。異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 それでは、休憩をさせていただきます。

なお午後5時までに戻っていただき、再開の宣告をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(午後2時56分 休憩)

(午後4時59分 再開)

○竹原伸晃議長 休憩前に引き続き、会議を始めます。

本日の会議時間は、議事進行上の都合により17時を過ぎますが、このまま進めたいと思えます。

異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 時間延長を宣告させていただきます、決定いたしました。

しかし、トイレ休憩を求められています。

暫時休憩したいと思います。

(午後5時00分 休憩)

(午後5時10分 再開)

○竹原伸晃議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

○竹原伸晃議長 日程第10、議案第71号、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 日程第10、議案第71号、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由としましては、令和5年人事院勧告を踏まえ、特別職の期末手当の支給率を改定するため、本条例に所要の改正を行うものであります。

改正内容は、先ほどの概要に沿ってご説明させていただきます。

また、お手元の議案書新旧対照表もご参照ください。

それでは、概要資料1ページの下段の②特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の部分をご覧ください。

改正内容は、先ほどの岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の内容と全く同じで、期末手当の支給月数の0.1月分の引き上げと、2回の賞与の支給月数の均等化でございますので、説明は省略させていただきます。

補足の部分につきましては、議案書裏面の改め文をご覧ください。

補足も先ほどの議会議員の報酬条例と全く同じで、公布日からの施行、令和6年4月1日からの支給月数の均等化、令和5年12月期で0.1月分の支給月数の引き上げ適用、期末手当の内払規定で差額支給による精算ができるよう規定するものでございます。

改正内容の説明は、以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○竹原伸晃議長 それでは先にお願いたします。

中原議員。

○中原 晶議員 お気の毒なのですけれども、反対させていただきます。

議案第71号、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正については、先ほど、休憩前に議案第70号で申し上げた趣旨と同様の考えから、賛同しかねるという立場であります。

○竹原伸晃議長 中原議員からの反対討論が終わりました。

他に討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで討論を終わります。

これより、議案第71号、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います

(起立多数)

○竹原伸晃議長 起立多数であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

---

○竹原伸晃議長 日程第11、議案第72号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 日程第11、議案第72号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由としましては、令和5年人事院勧告を踏まえ、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給率等を改定するため、本条例に所要の改正を行うものであります。先ほどの概要資料に沿ってご説明させていただきます。

概要資料の裏面2ページのほうをご覧ください。

③一般職の職員の給与に関する条例及び岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正の部分をご覧ください。

また、お手元の議案書新旧対照表もご参照ください。

改正内容は、期末勤勉手当の支給月数の引き上げと全体平均改定率1.1%増の給料表の刷新です。

概要資料2ページの一覧表をご覧ください。

まず、現行の正職員のほうの期末勤勉手当ですが、現行では、6月期、12月期共それぞれ1.2月と1.0月で年間の賞与合計で4.4月分の支給となっております。改正後の令和5年度では人事院勧告に準じ、期末手当支給月数を0.05月分の増とし、勤勉手当支給月数も0.05月の増とするため、12月期の期末勤勉手当支給月数にそれぞれ0.05月分を加えて賞与全体の支給月数の合計を4.5月とするものでございます。改正後の令和6年度では、令和5年12月期に年間賞与の支給増0.1月分を加算したため、期末勤勉手当の支給月数を6月期、12月期共0.05月ずつ増加するよう、支給月数の均等化を図るものです。

次に、再任用職員でございます。

期末勤勉手当でそれぞれ0.025月の増で、支給月数合算で0.05月の引き上げを行っております。

正職員と比較して半分の支給月数の増ですが、賞与全体で現行の2.3月から2.35月となり、正職員と同様、令和5年12月期に期末勤勉手当合算で0.05月の支給月数増とし、令和6年度の改正後はそれぞれの支給月数を均等化するものです。

次に、任期付職員でございます。

再任用職員と同様に期末勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.025月ずつ引き上げ、現行の賞与全体の支給月数2.4月から2.45月に引き上げるものです。

なお、会計年度任用職員の賞与、期末勤勉手当の改正につきましては、この後の岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正にてご説明させていただきます。

次に、月例給付分に関しましてでございます。

概要資料の3ページの下段をご覧ください。

月例給の令和5年人事院勧告内容としましては、民間給与との格差3,869円を解消するため、月例給に関しましては全体平均改定率1.1%の改定です。若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形の引き上げ改定です。各級別の改定率は1級5.2%、2級2.8%、3級1.0%、4級0.4%、5級以上0.3%となり、令和5年4月1日に遡及して一般職及び教育職給料表を刷新するものでございます。これが別表第1と別表第2の条例改正となります。

再任用職員の給料月額は大年据え置きでしたが、今回の改正で1級から5級までは一律1,000円、6級は1,100円の引き上げとなるかの内容で、正職員再任用の処遇に準じている専門職の任期付職員に関しても令和5年4月1日に遡及して新給料表を適用します。

次に、議案書裏面の第1条改正部分をご覧ください。

条例第4条の4の規定で、任期付職員の給料月額を2級、25万2,200円としていたが、今回の一般職の給料表の改定に準じて、初任給の給料月額を25万6,700円、4,500円の増とします。

また、今回の条例改正を承認いただいた場合、一般職の職員の給与に関する条例施行規則のほうで規定している任期付職員の給料表を本条例の一般職の職員の給料表と同額に刷新する規則改定を予定しております。

最後になりますが、補足についてご説明します。

改正条例附則第1項から第4項に関する部分でございます。

まず、附則第1項としましては、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の関係、2回の賞与の支給の均等化に係る規定は令和6年4月1日の施行としております。

附則第2項としましては、第1条部分、つまり月例給の給与表の改定等につきましては令和5年4月1日に遡及適用する内容となっております。

附則第3項は、内払規定でございますので、本議会で議決賜りましたら条例公布後に差額支給による精算として支給するものでございます。

最後に、附則第4項は、会計年度任用職員の報酬に関しては新給料表を遡及適用せず、令和6年4月1日からの適用とするものでございます。会計年度任用職員の期末手当の支給月数の改正や勤勉手当の支給に関しては、この後の岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正にて説明させていただきます。

改正内容の説明は、以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

松尾議員。

○松尾 匡議員 今回は一般職の職員の方の給与の改正でございますが、私が以前から何度も言っているように、早期退職者が多くメンタルヘルスの不調でお休みされる方などもいらっしゃいます。

そんな中で、同時に役場内の職場環境の改善・整備は急務だと感じておりますので、ぜひこの機会に給与の改正とともに、職場内環境の改善に着手いただくよう要望しまして、賛成討論とさせていただきます。

○竹原伸晃議長 中原議員。

○中原 晶議員 議案第72号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、賛成する立場から討論に加わります。

本年の人事院勧告においては、若年層だけでなく再任用職員を含む全体の引き上げが行われました。月給・一時金共に2年連続のプラス改定という結果になりました。

しかしながら、物価高には追いついていない。賃上げは喜ばしいことですが、物価高にまだ追いついていないという状況がありますので、早く物価高を上回る賃金の実現が必要であるということは申し上げておきたいと思えます。

初任給について先ほど少し説明もありましたが、これは33年ぶりに大学卒業、高校卒業共に1万円を超える引き上げが実現されたということにあります。最賃の改定目安の1,002円に対して、高卒初任給の時給換算で言いますと992円という最賃割れの状況がございます。ここには1つ課題が残っておりますので、それについては今後の改善を求めておきたいと思っております。

賃上げが求められていることは繰り返し本日の会議の中でも申し上げてまいりましたが、行政ができる賃上げというのは公務員の給料を引き上げることであります。そのことが、地域の中の経済の好循環となっていくことが望ましいというふうに考えております。

また、来年度に向けて、政府のほうで給与制度のアップデートというものが検討されておりまして、これは競争主義の強化という問題が含まれておりますので、今、必要なことは賃金を全体として底上げをして経済を上向きに変えていく、そういう抜本的な賃上げの実現が必要だということに改めて主張をして、この議案72号については賛同したいと思います。さらなる引き上げを改めて求めて、必要性があるというふうに考えておりますので、要望しておきたいと思っております。

○竹原伸晃議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで討論を終わります。

これより、議案第72号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

---

日程第12、議案第73号、岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 日程第12、議案第73号、岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由としましては、地方自治法の改正及び令和5年人事院勧告を踏まえ会計年度任用職員の勤勉手当の支給を可能とし、期末手当の支給率を改正するため、本条例に所要の改正を行うものです。

先ほどの概要資料に沿ってご説明させていただきます。

概要資料の裏面2ページをご参照ください。

③先ほどの一般職の続きなんですけども、お手元の議案書新旧対照表もご参照ください。

改正内容は、期末手当の支給月数の引上げと勤勉手当の支給です。

概要資料2ページの一覧表をご覧ください。

まず、現行の会計年度任用職員の賞与、期末手当と勤勉手当ですが、現行では期末手当の支給



月合計が1.45のみの賞与支給ですが、再任用職員、任期付職員に合わせて0.025月の支給月数の増で、現行の1.45月から改定後の期末手当は1.475月となります。さらに、自治法の改正で勤勉手当の支給が令和6年度から可能になるため、再任用職員、任期付職員の勤勉手当の支給月数に合わせて、令和6年度から勤勉手当合算で0.975月とし、賞与全体で現行の1.45月から2.45月へ、1.0月の支給月数の増とするものです。期末手当の0.025月分を増額分は条例改正が可決された場合、改正条例公布後に12月賞与の支給日12月28日に合算して振り込む予定です。

最後に、附則部分です。

改正案文をご覧ください。

まず、附則第1項としまして、この条例は公布の日から施行するものです。ただし、第2条の関係、2回の期末手当の支給月数の均等化に係る規定と新たな勤勉手当の支給に関しては令和6年4月1日の施行としております。

附則第2項としましては第1条部分、つまり期末手当の支給月数の0.025月の引き上げに関しては令和5年12月期に支給できるよう規定するものです。

最後に、附則第3項は、内払規定でございますので、本議会で議決賜りましたら、条例公布後に生産支給できるよう規定するものでございます。

改正内容の説明は、以上です。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第73号、岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

---

○竹原伸晃議長 日程第13、議案第74号、特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 日程第13、議案第74号、特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由としましては、行財政改革のさらなる推進を目的として、副町長の退職手当の支給割合を改定するため本条例に所要の改正を行うものであります。

それでは、お手元の議案書をご覧ください。新旧対照表も併せてご参照願います。

特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。第3条第1項第2号を次のように改める。

(2) 副町長100分の17.5、特別職の退職手当につきましては平成17年3月議会におきまして、行財政改革の推進を目的として支給割合の引き下げを行っております。当時の支給率を具体的に申し上げますと、町長が100分の45から100分の23へ、副町長が100分の25から100分の20へ、教育長が100分の20から100分の15となり、その支給割合が現在に至っております。

今般、さらなる行財政改革の推進を図るため、副町長の退職手当に係る支給割合の引下げを行うものです。引下げに係る支給割合につきましては、平成17年3月議会での町長の支給割合と、3年の任期の教育長の支給額を考慮して、副町長の退職手当の支給割合100分の20から100分の17.5に改正するものです。

最後に、附則ですが公布の日からの施行としております。

改正内容の説明は、以上です。追加議案となってしまいましたがよろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 殊勝なご提案ですけれど、副町長はお2人おられますけれども、これはお2人共が対象になるということなのですか。

たしか説明のときに、今の説明ではなくて、何か別の機会の説明のときに、「副町長ご自身からお申し出があった」というようなことをお聞きしたように思うのですが、お一方からのお申し出を受けての提案なのか、その提案の経緯についてもお聞きしておきたいと思います。

○竹原伸晃議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

条例上、副町長の退職手当の引下げということになりますので、対象としましては今、国交省から派遣で来られてる上田副町長も対象にはなるんですけども、基本的には上田副町長は任期がございまして、また国交省のほうに通常、お戻りになられますので、退職金自体は発生しないものと考えております。

それで今回の上程に至った経過と申しますか、実は副町長のほうから、新しく議会のほうで選任同意をいただいて新しく任期の4年間を迎えるに当たって、行財政改革のためにということでお話があったと伺っております。

最終的には、上程する前に政策会議等で減額率であるとかその辺もお話があったと伺っております。そのときに教育長ご自身とかからも、教育長のほうも減額をという話もございましたが、平成17年3月時期の引下げの額のほうから計算しますと、全体的なそういうバランスを見て、教育長のほうはなしにして、副町長だけ減額させていただいたということでございます。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第74号、特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正についてを起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

---

○竹原伸晃議長 日程第14、議案第75号、岬町手数料条例の一部改正についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 日程第14、議案第75号、岬町手数料条例の一部改正について、ご説明いたします。

提案理由としましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令、平成12年政令第16号の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例に所要の改正を行うものです。

改正の概要としましては、戸籍法の一部改正により本籍地以外での戸籍謄本等の交付、戸籍または除籍に係る電子証明書提供用識別符号発行に関する事務などの規定を加えることとしたほか、その額は地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定める額と同額とするものです。

議案の裏面及び新旧対照表をご覧ください。

第2条第5号では、戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円を追加するために改めるものです。

同条第6号では、除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円を追加するために改めるものです。

同条第7号では、戸籍の広域交付の規定である第120条の2第1項を追加し、磁気ディスクをもって作成された戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部を証明した書面を戸籍証明書に改めるものです。

同条第9号では、戸籍の広域交付の規定である第120条の2第1項を追加し、磁気ディスクをもって作成された除かれた戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部を証明した書面を除籍証明書に改めるものです。

同条第11号では、第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付を追加するものです。

同条第12号では、第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務を追加するものです。

附則としまして、この条例は令和6年3月1日から施行するものでございます。

以上が、改正案の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 一応、お勉強してきたのですが、何がどのように変わるのかがさっぱり分からなく、何というか上位法に基づいて政令が変わったから、岬町の決まりも変えるということだとは思いますが、では上位法の何が変わって、岬町の決まりに、これは新たにいろいろ入れられたとかそういうことだなというふうに読んでいたのですが、具体的に何がどう変わるのかが私にはさっぱり分かりませんので、私に分かるように、やわらかい言葉でご説明をいただけるとうれしいです。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 中原議員のご質問にお答えします。

簡単に説明しますと、戸籍に関する行政手続を簡素化する改正戸籍法が令和6年3月1日に施行されることにより、婚姻届等の戸籍届出で戸籍謄本の添付が不要となります。今までは、添付が必要でしたが不要となり、本籍地以外の市町村の窓口で戸籍謄本等の取得ができるようになります。

○竹原伸晃議長 中原議員。

○中原 晶議員 それはとても便利なことでいいと思うのですが、それができるようになるためには何か必要なものがあるのでしょうか。

例えば、私はマイナンバーカードを持っていませんが、それでもできますか。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 中原議員のご質問にお答えします。

マイナンバーカードを持っていなくても手続はできます。

○竹原伸晃議長 中原議員。

○中原 晶議員 今、聞いた範囲だと、ただ単に便利になるというだけのことのような気がするのですが、今、お聞きした「婚姻時、戸籍謄本の提出が不要になる」とおっしゃいましたね。

あと、ほかに具体的に、要は利用する側、一般のというか住民の人としてどんな便利さを享受

できるのか、念のため具体的に教えてもらえますか。

それから、私はこの分野は非常に気にしているということをご理解いただいていると思うのですが、すけれども、デジタル関連法の1つの具体化なのかと思ひ少し気にして調べてはいたのですが、よく分からない部分があり、個人情報の漏えいとか個人情報国に掌握されるとか、そういう恐れを抱く必要はないというふうに断定できますか。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 中原議員のご質問にお答えします。

本籍地が岬町以外の方も岬町役場で戸籍謄本を取れるようになりますので、便利になると考えております。

あと、情報漏えいの件ですが、各市町村の戸籍情報システムと国の戸籍情報連携システムがL GWAN回線を通じて連携しており、本町の戸籍情報は国の戸籍関係情報としてデータベース化され蓄積されます。これを利用することにより、本籍地以外での戸籍の交付が可能となります。

セキュリティ面につきましては、地方公共団体など自治体間の情報共有手段として主に利用されているL GWAN回線は専用ネットワークであり、一般的に使われている公的なネットワークとは別に存在しており独立性が保たれていることから、安全性が確保されていると考えております。

情報の掌握につきましては、今のところそういったことはないと考えております。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第75号、岬町手数料条例の一部改正についてを起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

---

○竹原伸晃議長 日程第15、議案第76号、岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 日程第15、議案第76号、岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正につきまして、ご説明をいたします。

提案理由といたしましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行及び大阪府国民健康保険運営方針に基づく事務運用の実施に伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例案につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案書裏面及び新旧対照表をご覧ください。

本条例改正につきましては、子育て世代の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組として、国保制度において、出産する被保険者に係る産前・産後期間相当分の均等割保険料及び所得割保険料を免除するというもので、令和5年9月議会において、出産する被保険者に係る産前・産後期間相当分の保険料免除に関する規定として第20条の4を、その届出に関する規定として、第26条の4を新たに加える改正を行いました。その後、内容の一部訂正があったことなどによる修正及び大阪府国民健康保険運営方針に基づく令和6年度以降の事務運用について対応するための改正を加えるものでございます。

まず、第13条、第16条の6の3、第16条の8については、保険料賦課額について規定をしておき、令和6年度以降、保険料率の統一が実施されるに当たり、条件が同じであれば、府内のどこの市町村においても同一の保険料となるよう算定するため、端数処理の規定について改定を行います。

次に、第16条の7の介護納付金賦課総額の算定時に控除すべき額についての規定の中に、未就学児分の減額分の繰入について定めた内容であります。第72条の3の2が含まれており、当該規定につきましては、介護納付金の算定においては不要であることから、この内容から削除をいたします。

次に、第19条については、保険料の賦課期日後に異動があった場合の賦課額について定めており、第20条の3及び第20条の4による減額を受けた場合においても、この内容を適用するために内容を加えます。また、1世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等となった日、また

は特例対象被保険者等でなくなった場合に対する月割り賦課の基準日が規定されていなかったため、当該日を加えます。

次に、第20条の4第2項及び第6項については、産前・産後保険料免除におきましては、減額対象に所得割を含む等により、減額すべき具体の額を告示方式により示すことができないことから、第16条第3項は準用しないこととする修正を行い、また、前項に定める額が第20条の4第1項の各号に定める額のいずれを示すのかを明らかにするための修正を行います。

次に、第20条の4第4項及び第8項については、現在の規定では、出産被保険者が介護納付金被保険者ではない場合でも、当該世帯の介護納付金賦課額は減額されることとなるため、読替規定を設け、出産被保険者が介護納付金被保険者である場合に限定されるよう修正を行います。

なお、附則第1項において、第13条及び第16条の6の3、第16条の8の規定については、令和6年度以降の年度分の保険料について適用し、経過措置として令和5年度分までの当該保険料については、なお従前の例による旨の規定を加えます。

その他の修正につきましては、従前の改定において令和6年1月1日から施行することとしており、施行時には、当該修正が適用された状態とするために、附則において施行期日を公布の日からと定めております。

以上が、条例案の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 お尋ねいたします。新旧対照表の1枚目の第13条についてです。

旧の場合は、保険料のことですけれどね。旧は、というか現在ということなのでしょうね。1円未満の端数があるときと10円未満の端数があるときは両方切り捨てるとあります。新のほうは、1円未満の端数を切り捨てるとあります。これは被保険者、加入者ですね、その人にとってどういう影響が出るのでしょうか。

その逆に、その下に16条の6の3とありますけれど、ここは旧のところには切り捨てについてどうも書かれていないようなのですが、1円未満があるときは、その端数を切り捨てとなっている。こういったこの2つのことぐらいでしたか。その次の16条の8もそうですね。端数の切捨てというのがこの3か所だったかと思いますが、出てくるんですね。



これがその新と旧の関係で、保険に加入している人にとってはどういう影響になるのかということをお教えしてほしいと思います。

○竹原伸晃議長　しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事　中原議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、今回、改正をさせていただく内容ですが、第13条に関しては一般被保険者に関する基礎賦課額、いわゆる医療分の保険料の内容になります。第16条の6の2につきましては後期高齢者医療支援金等賦課額ということで後期高齢者支援分。16条の8が介護納付金分になります。

今回、令和6年度に大阪府では運営方針に基づいて保険料率等の完全統一化という形になりますので、今までは激変緩和措置期間ということで、各市町村において保険料率等に関しても決められる余地がございましたが、来年度以降は全て統一をされるという形になります。

本町におきましては、所得割に関しては1円未満の切捨て、保険料を算定する場合については10円未満の切捨てという規定を設けておりました。

先ほどおっしゃいました16条の6に関しましては、今まで規定がちょっと抜けていたような形になっておりますので、今回、加えさせていただいた次第でございます。

被保険者の方にとってどういう影響が出るかということですが、来年度以降につきましては全ての市町村でも同じ計算方法という形になりますので、保険料を円単位で計算する形になります。ですので1円単位、1円未満で切捨てという方法を取りますので、従来の本町の保険料の計算方法と比較をしますと、10円未満の金額で誤差が出てくる可能性はあると考えております。

○竹原伸晃議長　中原議員。

○中原　晶議員　どういう影響が出るかということで、もう少し具体的に聞きたいです。

1円単位、10円単位ですので、そんな大きな影響でもないかなという気はするのですが、これ、でも大阪府下全体のお金とってね、これを集めたら、きっとかなりの金額になるとは思っているのですが、新旧で考えた場合に、1円未満の切捨て、10円未満の切捨て。10円未満の切捨てがあるほうが加入者としては得なんですよ。当たり前ですけどね。

具体的に言うと例えば、199円、こんな金額は国保料ではないですけど、考えやすいように、私は自分で考えてみたわけですが、199円という金額があった場合に、旧のほうの10円未満の端数を切り捨てるのだったら、これは100円という考え方になりますね。10円未満切捨て、10円と1円単位を切り捨てるのかなと思ったのだけれど。

違ったら言ってください。ご指摘ください。

それが1円未満の端数を切り捨てるだけだったら190円になるのかなと思って、同じ199

円がですよ。意味が分かりますか。これはね、委員会だったらもうちょっと細かくやれるのだけれど、何か、要するに私はこんなのも読んだときに、何かせつかく10円未満切捨てでちょっとでも負担が軽かったのに、何かちょっと高くなるのかなとか、そんなことをぼんやり考えたわけなのです。

違っていたら言ってくれたらいいんですけどね。

ただ、私は、今までしていただいていた説明を聞いて一番印象深く思ったのは、保険料もそうですが、一つ一つの制度についてもとにかく地方自治体のというか、岬町の国民健康保険としての運用の裁量がなくされてしまうということは強く感じました。それは私の印象というだけです。

さきほどのややこしいね、何かせつかく、少しでも安くなるのが高くなるのかしらと思ったのですけれど、そこについて何かあれば、私が間違っていたら教えてください。

○竹原伸晃議長　しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事　中原議員の質問にお答えをさせていただきます。

今回、来年度以降につきましては大阪府内全て統一をされます。端数処理の根拠につきましては、国のほうで定められております国民健康保険法の条例の参考例や地方税法等々の考え方に基づき1円未満を切り捨てるという形になりますので、従前の本町独自で算定をしていた頃の金額とはちょっと異なってくるかなというふうに考えております。

○竹原伸晃議長　よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長　これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

賛成なのか反対なのか。

○中原　晶議員　賛成はちょっとできないな。

○竹原伸晃議長　はい、それでは、中原議員。

○中原　晶議員　議案第76号、岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、賛成できないという立場で討論に加わりたいと思います。

これはいろいろお聞きしていると、うっかり抜けていたのを入れておかないといけないとか、何かそんなのも含んでいるのだということは思いましたけれども、先ほど申し上げたとおり、

やはり来年度以降の国民健康保険の運用がもう全くといっていいと思うのですが、岬町の国保としての裁量はほとんどなくなるということを改めて感じたところであります。

今回の提案はその一部ということであろうと思いますが、やはり来年度からの国民健康保険の都道府県化、これに反対でありますので、今回の改定についても賛同できないということをおっしゃいました。

○竹原伸晃議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで討論を終わります。

これより、議案第76号、岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正についてを起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○竹原伸晃議長 起立多数であります。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

---

○竹原伸晃議長 日程第16、議員提出議案第5号、岬町議会ハラスメント防止条例の制定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

早川 良君。

○早川 良議員 ただいま議長の許可を得ましたので、議員提出議案を説明させていただきます。

議員提出議案第5号、岬町議会ハラスメント防止条例の制定について、本議案は別紙のとおり地方自治法第112条及び岬町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由は、全ての議員及び職員が個人の尊厳を尊重され、良好な職務環境を確保することで町民から信頼される議会運営の実現に資するために、本条例を制定するものです。

提出者及び賛成者は次のとおりです。敬称を略させていただきます。

提出者、岬町議会議員 早川 良

賛成者、岬町議会議員 瀧見明彦、大里武智、出口 実、谷崎整史、道工晴久

以上のとおりです。

それでは、条例案の内容を説明させていただきます。

この条例は、岬町議会議員と議員間及び議員と職員間において生じるハラスメントを防止し、

全ての議員及び職員が個人として尊厳を尊重され、良好な職務環境を確保することで、町民から信頼される議会運営の実現に資することを目的とし定めるものであります。

条例で規定する内容としましては、目的や定義また適用範囲について規定するほか、議長及び議員の責務、事実関係の把握、公表等、議長の職務代行、プライバシーの保護、不利益の取扱いの禁止、研修などについて規定するものです。

最後に附則として、この条例は公布の日から施行することとしております。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

坂原正勝君。

○坂原正勝議員 岬町議会ハラスメント防止条例の制定について、質問させていただきます。

この条例制定についての提案を初めて聞いたのが先日の全協だったと覚えているのですが、その時点でこういう提案があったので近々にこういう事例があったのかどうかという質問をいたしました。そのときは特にそういう事案はなかったというそういうような返答でした。

そこで、再度、お聞きするのですが、今回、特にそういう事案を目にしたわけでもない、経験したわけでもない中で、今回、このハラスメント防止条例の制定を提案するということについて、この提案に至った動機などがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○竹原伸晃議長 それでは、答弁は自席でお願いできますか。

早川 良君。

○早川 良議員 坂原議員の質問にお答えします。

先ほど、おっしゃったとおり全員協議会でも回答させていただいたのですが、皆さん、ご存知のとおり、近年、芸能界またスポーツ界また市町村長、首長や議員などのハラスメント行為というのがテレビやSNS等で取り上げられ問題視されております。それを受け、地方議会においてもハラスメント防止等に関する条例が制定されつつあります。

令和5年11月16日時点でも、36の自治体で条例が確認されております。岬町においても、まず岬町民の付託を受けた議員が先頭に立ち、ハラスメントの根絶に向けた姿勢を示すべきと思います。早期の条例制定を進め、今回の12月議会で提案させていただいた次第でございます。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 提案に至る経緯、動機は分かりました。

私は、今年の4月の統一選挙で3期目を迎えて、今、議員生活を8年、9年目になったのですが、その間に、当岬町議会におきまして議員の職員に対するハラスメント事案というのがございました。そのときはまさに私がこの解決に当たって、調査、聞き取りですね、その当事者として私も動きました。それからまた、議員同士のハラスメント事案というのでもございました。これも私が経験したことです。

そのときに、当議会としても、このハラスメント防止条例をぜひこれは成立しなければならぬというふう感じていました。それはずっとその思いは今も持っているのですが、でもなかなかこれはすぐに言っても、全員の賛同がなければ、そして全員の納得が行くまでのその議論がなければなかなか制定が難しいというふうに私は思っておりました。

それで、このハラスメント防止条例の制定を提案するにはまだ時期尚早だというふうに私は思っておりました。そこへこういうふうな話が突然ありましたので、これはそういう意味ではそういう時期なのかなというふうに思っております。

ただ少し、全議員の賛同といいますか、十分に議論し合って、岬町議会としての条例文ですね、きっちりと詰めたほうがよいと思ったのですが、その議論不足は否めないと思いますが、そこで再度、お聞きします。

そういう事案をテレビ・マスコミで見聞きして感じたということですが、そのテレビの事案を見て、思ったということなんやね。それが動機になったってことなんですよ。

それがなぜ今回なのか。また、その出方がね、あまりにも全員協議会のほうでいきなり出てきたので、唐突に出てきたので、ちょっと驚いたんですね。その手法も何かほかの方法を考えなかったのか、突然、全協で出して、それで可決しようと、可決といいますか制定ですね、しようとしたのか、その辺の手法といいますか、その考え方について、何か考えがあったのであればお聞きしたいと思います。

○竹原伸晃議長 早川 良君。

○早川 良議員 先ほど、議会内でハラスメント研修をあまりしていない、「時期尚早」というような意見があるのですが、私は、議員というのは岬町の町民の付託を受けた議員の必要な資質というのですかね。既にハラスメントの知識は備わっているべきと思って理解しております。

今回、上程に至ったスピード感というのですかね、なぜこういう早期に制定を目指したかという理由なのですが、私の中では、12月6日の全員協議会の中で素案をつくらせていただきまして、皆さんに提示し、また、必要な分については意見を求め、13日の日付のもと4名の議員の方々から意見を頂戴いたしました。個々とやり取りさせていただきまして、条例の制定の

中身についても十分やり取りさせていただきまして、また組み入れるべき意見をしっかり組み入れさせてもらいまして、最終案、条例を提出させていただいており、十分、自信を持って提出しております。

○竹原伸晃議長 よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

谷地泰平君。

○谷地泰平議員 私のほうから1点質問をさせていただきます。

このハラスメント防止条例、こちらについては提案書は早川議員がおっしゃっているとおり今、全国の自治体でも、特に今年度は多分、数多く制定をされていて、この12月議会でも私が知る限りでも4つの議会が制定をしていると認識しています。

そんな中で、坂原議員とか前回の全員協議会の場でもやはりハラスメントというところは本当に難しい問題というところがあるから、各個人、個人の認識の差というところ、これの違いがもたらすというところで、きちんともっと研修等々を積み重ねて勉強すべきではないか。また、条例というものが非常に力の強いものになるので、そこについてもっと議論を重ねるべきではないかという形で、各議員からも様々な意見が出されたというところがあります。

そんな中でも、早川議員が意見をいろいろ聴取していただいて、今回、私も幾つか意見を出させていただいて、全てではないのですけれども、ある程度、反映はしていただいたのかなと思っています。

そんな中で、やはりこの条例を早期に制定したいという早川議員の思いというのは今、聞かせていただきましたけれども、やはり私の中ではまだ少し慎重に、もっと研修等々を重ねる必要性はあるのかなという思いもまだ残っている状態です。

今回、この制定をした後のこととお伺いしたいのですけれども、もともと条文のほうでも「研修に努めなければならない」というところを私のほうが、いや、もっときちんと実施しなければならぬというそういった決意の現れで強い表現をしたほうがいいのではないかというところとかもいろいろ提案させていただきました。

この制定後には、このハラスメントの研修とか、あとは引き続きの議会の議論というところもやはり早期に続ける必要があるのかなとは思っているのですけれども、この制定後の動きというのはどういうふうにお考えでしょうか、回答をお願いします。

○竹原伸晃議長 早川 良君。

○早川 良議員 先ほど、谷地議員から質問がありましたとおり、11条の文言、当初は研修等を

実施することに努めるという内容でしたが、谷地議員及び中原議員の意見を頂戴いたしまして、しっかり実施するという旨で研修等の実施をするという条文に変更しております。

大阪府議会は昨年2月に既にハラスメント防止条例を制定しております。2月21日、全府議会議員を対象にしたハラスメント講習研修会を開催されるということもお聞きしております。そういった1か月後にまたホームページ等でその研修内容、アーカイブがホームページで公開されますので、またそういったものを利用して、議会内でまず予算もないことですから、できることから議員間で研修してまいりたいと思っております。

○竹原伸晃議長 他に質疑はございませんか。

松尾 匡君。

○松尾 匡議員 今回のこの条例案は、議会議員だけでなく行政職員、いわゆる特別職だけでなく一般職員の職員さんも対象範囲に入っております。

そんな中、行政側へのすり合わせなどアナウンスというのは十分できているのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

○竹原伸晃議長 早川 良君。

○早川 良議員 職員間のハラスメントについては、ハラスメントが起こったときの氏名等の公開は議員間に絞らせていただいております。

行政側と話した結果、現在、町行政においてもハラスメントについての要綱を定めているということですので、そちらのほうでしっかり行政側も研修していただけたらと思っております。

○竹原伸晃議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 第7条で、「議長は前条の規定によりハラスメント行為があったと確認したときは、速やかに当該ハラスメントを行った者」というふうに記載されております。

これは議会議員ではなくて全員が含まれているものと認識している中、それは当てはまらないのではないかと思います。いかがでしょうか。

○竹原伸晃議長 早川 良君。

○早川 良議員 第7条第2項に、議長は前項の規定により、ハラスメントを行った議員の氏名を公表するときは調査会の意見を聞かなければならないということで、議会議員のみの公表に絞っていると認識しております。

○竹原伸晃議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 いや、ちょっと、前項と後の条文ではちょっと内容が異なるのではないかなと思うのですが。

私が言っているのは、やはり「者」と書かれてるので、それは皆さんに当てはまるものと思います。その辺は認識、少しお考え直していただきたいなと思います。

いかがでしょうか。

○竹原伸晃議長 早川 良君。

○早川 良議員 今回、私が先ほど、趣旨で述べたように、まず議員が率先してハラスメント防止を進める、先頭に立って根絶に向ける条例制定を目指しております。

先ほど、松尾議員から指摘があった文言については、また制定後、修正が必要であれば修正をしたいと思います。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 今の松尾議員の質問、それからそれを受けた答弁を聞いていて、私はもともと別に質問までしなくてもいいと思っていたのですが、ちょっと理解を正確にしておかねばならないので、一応、ご答弁はなさっていましたが、念のためもう一度、お聞きしたいと思います。

松尾議員の質問は、第7条の公表の中にある「当該ハラスメントを行った者の氏名を公表し」と。このここに出てくる「者」が、具体的に誰を指すのかということで、松尾議員の質問というか、おっしゃっていたことからすると、議員であったり職員である可能性もあるのかなとお聞きして、それに対して提案者の早川議員は、これはあくまで議員だというご答弁でした。

それに対して松尾議員は、「それはちょっと考え直したほうがいいのではないか」と。議員だったり職員だったりしますということをさらに投げかけたということがありました。

提案者としては、この「者」に当たる人はあくまで議員だということですね。念のため、解釈が違ったらいけませんのでね、確認をさせていただきたいと思ひましてお尋ねします。

ここで言うところの「者」というのは、あくまで議員のみを指すというふうに理解してよろしいですね。

○竹原伸晃議長 早川 良君。

○早川 良議員 はい。先ほど、中原議員がおっしゃったとおり、第1項のハラスメントを行った者、この者については、第2項で書かれておるハラスメントを行った議員の氏名を公表するところにかかっており、「議員のみ」と認識しております。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで、質疑を終わります。



これより討論に入ります。

討論ございませんか。

反対の方からですので、反対の方、ございませんか。

松尾議員。

○松尾 匡議員 私は条例制定に当たって全員協議会でもご本人に確認をしてやってきました。私の認識としては、ハラスメントというのは、加害者にもなるし被害者にもなるということですね。その意図をもって提案者にこの文書を、ここを変えてほしいというふうな提案をしてきたわけですけれども、今ここに来て認識が違うんですね。言っていることが違う。これは、前のその相談は何だったのかという話になります。

私は、この条例は賛成すべきと考えていましたが、ここに来て、なぜそういうふうな提案者の考えの違いが出てくるのかなど。私にとってはちょっと理解できない、信用できないというふうな判断をさせてもらいました。

もう一度言いますが、あくまでハラスメントというのは、加害者にもなるし被害者にもなる。だからこそ、議員間そして議員と職員間というふうな形で提案者に求めたわけです。上は変わっているのに、中身が全然伴っていないわけですね。

これはもう反対するしかないなというふうな判断で、反対討論に加えさせていただきます。

○竹原伸晃議長 それでは次に、賛成討論の方。

中原議員。

○中原 晶議員 議員提出議案第5号、岬町議会ハラスメント防止条例の制定について、賛同したいと思います。

議会内での協議のときにも申し上げましたが、本来であれば、事前に学習や研修の機会を通じて、さらにこの一つ一つの文言についても議会全体で練り上げたいという思いがありました。

というのは、その場でも申し上げましたが、そういった協議の機会を通じて、「ハラスメントとは何か」という認識の一致を図ることや、この岬町議会としてハラスメントを根絶するという決意をお互いに固め合う、そういうことにつながるというふうに考えたからだったのですが、かと言ってですね、このハラスメント防止ということを掲げる条例が決して悪いというものではありませんので、今後、さらにこの内容を実施していくというか、そういうことに注力をしていけばいいというふうに考えますので、賛同したいと思います。

この内容について、私自身は先ほど申し上げたとおり本当はもう少しみんなで議論してから制定に至ってはどうかという思いはありますけれども、提案者の早川議員が事前に確かに私の意見

についてもよく聞いていただいて、もちろん皆さんのものも取り入れてということなので、私の意見が全て反映されたということではありませんが、反映する努力は行っていただいたということとは感じておりますので、今後に生かしたいと思っています。

今後に生かすということであると、先ほどあった研修ですね、これを一刻も早く行うという、これは議長に求められてくることなのですが、そういうこと。

あともう一つ、議会で必要なのは、調査会についてのある程度のイメージを持つておく必要があると思っています。というのが、ハラスメントが認められたというようなことになった場合に、第三者によるハラスメント調査会を設置することができると思いますので、また、その設置については、「必要な事項については別に定める」という表現でとどまっていますので、もしそういう事態が起こった場合にどうするかという具体化を急いで議会内で協議しなければいけないと。これも議長のお仕事みたいになり申し訳ないと思うのですが、こういった事柄について、議会全体で早く協議を始めるということが必要だろうと思います。

ハラスメントについては、もう何よりも学ぶこと、それを通じて気づくこと。この経験が不可欠だと思っていますので、皆さんと一緒に研修等を通じて学び合いながら、この条例にふさわしい議員であり議会全体になっていけるように、私も努力をしていきたいということを申し上げて、賛同したいと思います。

○竹原伸晃議長 反対の方はございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 それでは賛成の方。

瀧見議員。

○瀧見明彦議員 議員提出議案第5号、岬町議会ハラスメント防止条例について、賛成の立場にて討論をさせていただきます。

この条例を制定するに当たり一番大切なことは、この条例による抑止効果であります。何事も起こってからでは遅いのであります。起こってからの事象を調査し再発防止を考えるより、ハラスメントを起こさない、起こさせないことが一番重要ではないでしょうか。

本日より、我々議会議員はハラスメントを行わない、また起こさせないことを心に刻むことがこの条例を制定する最大の理由であると思います。

以上のことから、議員提出議案第5号、岬町ハラスメント防止条例に賛成とさせていただきます。

○竹原伸晃議長 他に討論ございませんか。

大里議員。

○大里武智議員 議員提出議案第5号、岬町議会ハラスメント防止条例の制定について、賛成させていただきます。

先ほどからいろいろあるように、最近、様々な分野においてハラスメント問題が続いております。ハラスメント問題については、今、議論がありましたが、私たち議会そして議員一人一人がまだまだ勉強しないといけないことが多く、慎重審議も必要な点はあると思いますが、この条例の目的にあるように、町民から信頼される議会運営の実現のためにも、どのようなハラスメントも絶対に許さない、ハラスメントをしない、させない、見過ごさないという覚悟を町民の皆様を示すとともに、議員によるハラスメントを未然に防止、根絶するためにも、本条例の早期実現に賛成させていただきたいと思っております。

○竹原伸晃議長 他に討論ございませんか。

谷崎議員。

○谷崎整史議員 人権尊重第一、人権侵害の防止ということが第一、ハラスメントについて第一と伺っております。

議会人として備わべき姿勢を保持する方向性の確認として、本条例に賛成いたします。

○竹原伸晃議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで討論を終わります。

これより、議員提出議案第5号、岬町議会ハラスメント防止条例の制定についてを、起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○竹原伸晃議長 起立多数であります。

よって、議員提出議案第5号は、原案のとおり可決されました。

---

○竹原伸晃議長 日程第17、議員提出議案第6号、パレスチナ自治区ガザ地区における和平の早期実現を求める決議を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

松尾 匡君。

○松尾 匡議員 議員提出議案第6号、パレスチナ自治区ガザ地区における和平の早期実現を求め

る決議。

ただいま議長の許可を得ましたので、議員提出議案第6号、パレスチナ自治区ガザ地区における和平の早期実現を求める決議を岬町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提出者、岬町議会議員 松尾 匡

賛成者は次のとおりです。敬称を略させていただきます。

賛成者、岬町議会議員 瀧見明彦、大里武智、中原 晶、谷地泰平、出口 実  
谷崎整史、奥野 学、早川 良、道工晴久、坂原正勝

以上であります。

趣旨説明は、朗読により変えさせていただきます。

パレスチナ自治区ガザ地区における和平の早期実現を求める決議案

本年10月7日のイスラム抵抗運動ハマスのイスラエルへの攻撃を直接的な契機として、イスラエル軍によるパレスチナ自治区ガザ地区に対する地上侵攻が続いている。

12月12日に行われた国連総会では、即時の人道的停戦を求める決議が国連加盟国の約8割に当たる153か国の賛成で採択された。即時の人道的停戦のほか、全ての当事者に民間人の保護など国際人道法を含む国際法の順守を求めている。

また、全ての人質の即時無条件解放、人道アクセスの確保を要求した。

よって、本町議会は、同国連総会決議の早急かつ完全な履行を求めるものである。

以上、決議する。

2023年12月22日、大阪府泉南郡岬町議会。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○竹原伸晃議長 これをもって趣旨説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 議員提出議案第6号、パレスチナ自治区ガザ地区における和平の早期実現を求める決議に大賛成の立場で討論に加わります。

ガザ地区では、イスラエル軍の攻撃で12月20日までに2万人以上の命が奪われたと報じられております。そのうち女性は6,200人以上、子供は約8,000人、合わせて実に7割が女性と子供という実態であります。空爆の下で死を待つしかない状況が刻一刻と進んでおります。

そんな中、世界中で即時、人道的停戦を求める世論が大きく広がり、国連加盟国の8割に及ぶ国々が、先ほど、提案者が述べられたとおりの国連の決議に賛同いたしております。

たとえ離れていても、小さくても、声を上げ続けることの大切さを私たちに教えているのではないかと考える立場であります。岬町の議会からも、決議がこうして採択をされ、即時、人道的停戦につながることを願って、賛同するものであります。

○竹原伸晃議長 中原議員、討論は賛成か反対なので、大賛成というのはちょっと。それなので、賛成討論としていただけますか。大賛成討論というのではなくてね。  
中原議員。

○中原 晶議員 先ほどの表現を訂正いたします。

全面的に賛同する立場から、賛成討論に加わります。

○竹原伸晃議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで討論を終わります。

これより、議員提出議案第6号、パレスチナ自治区ガザ地区における和平の早期実現を求める決議を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議員提出議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

○竹原伸晃議長 日程第18、議員提出議案第7号、岬町の活性化に向けた地域鉄道の維持・充実を求める要望決議を議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。

松尾 匡君。

○松尾 匡議員 ただいま議長の許可を得ましたので、議員提出議案第7号、岬町の活性化に向け

た地域鉄道の維持・充実を求める要望決議を岬町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提出者、岬町議会議員 松尾 匡

賛成者は次のとおりです。敬称を略させていただきます。

賛成者、岬町議会議員 谷地泰平、出口 実、瀧見明彦、谷崎整史、奥野 学

早川 良、中原 晶、道工晴久、坂原正勝、大里武智

以上であります。

趣旨説明は、朗読により変えさせていただきます。

岬町の活性化に向けた地域鉄道の維持・充実を求める要望決議（案）

貴社の鉄道事業におかれましては、日頃より安全で安定した輸送サービスの提供にご尽力いただいておりますことに、厚くお礼申し上げます。

さて、貴社多奈川線は通勤・通学路線として、また日常の生活路線として、毎日、多くの地域住民が必要としており、欠くことのできない移動手段であり、地域経済にとっても大変、重要な社会基盤であります。

しかし、10月21日より実施されました現行ダイヤの減便により、公共交通を欠くことのできない地域住民の生活に多大な影響を及ぼしており、また、その影響は来町される観光客の利便性を低下させ、さらなる利用者の減少を招くものであります。

こうした状況を踏まえ、本町議会といたしましては、地域の活性化に向けた地域鉄道の維持充実に向け、観光振興など地域経済や公共交通の活性化に全力で取り組んでまいります。

地域住民の安心安全な生活を守るためには、地域鉄道の維持・充実が不可欠であることから、貴社におかれましては、地域住民の生活に大きな影響を及ぼす減便の見直しと、岬町やほかの交通機関等と連携した地域交通の維持充実に取り組まれるよう求めるとともに、日頃から多奈川線を利用している方々からの様々なご意見を踏まえ、次の事項について要望いたしますので、特段のご配慮をお願い申し上げます。

#### 記

1、ダイヤ改正に当たっては、利用者はもちろん岬町への事前周知・説明を十分に行い、協議の場を設けるなど、地域住民への理解を得られるよう要望いたします。

2、ダイヤ改正で減便や始発・最終列車の運転時刻の見直しを行う場合は、利用状況だけでなく乗換利便性、通勤通学への影響や時間当たりの運行間隔を考慮し、利用者への利便性に配慮していただきますよう要望いたします。

3、速やかにダイヤの復活を行っていただきますよう要望いたします。

4、地域の生活基盤を守るため、引き続き、岬町やほかの交通機関等と連携し、地域交通の維持充実に努めていただきますよう要望いたします。

以上、決議する。

令和5年12月22日

南海電気鉄道株式会社 代表取締役社長 岡嶋信行様

大阪府泉南郡岬町議会

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○竹原伸晃議長 これをもって、趣旨説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議員提出議案第7号、岬町の活性化に向けた地域鉄道の維持・充実に求める要望決議について、起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議員提出議案第7号は、原案のとおり可決されました。

以上をもって、今期定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、令和5年第4回岬町議会定例会を閉会します。

慎重審議ありがとうございました。

(午後 6時42分 散会)

以上の記録が本町議会第4回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和5年12月22日

岬町議会

議 長 竹 原 伸 晃

議 員 道 工 晴 久

議 員 谷 地 泰 平